

平成20年度 第8回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成21年1月8日(木) 10時02分～17時07分

2 場 所 三重県建設技術センター鳥居支所 2階会議室

3 出席者

(1) 委 員

葛葉泰久委員長、大森達也委員、岩田俊二委員、芝崎裕也委員、鈴木宏委員
田中彩子委員、南部美智代委員、野口あゆみ委員、宮岡邦任委員、森下光子委員

(2) 事務局

県土整備部

公共事業総合政策分野総括室長

河川・砂防室長

道路整備室長

港湾・海岸室長

公共事業運営室長

松阪建設事務所 事業推進室長

志摩建設事務所 事業推進室長 他

農水商工部

農業基盤室長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業評価委員会開会

(公共事業運営室長)

皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただ今から平成20年度第8回三重県公共事業評価審査委員会を開催いたします。

本日の司会を務めます事務局の渡辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

座って司会のほう、進めさせていただきます。

本審査委員会につきましては、原則公開ということで開催させていただいております。本日も傍聴をご希望される方がいらっしゃいますので、ここで入場していただきたいと思

いますが、委員長、よろしいでしょうか。

(委員長)

委員の皆さん、いかがでしょうか。傍聴の方々にお入りいただいて、公開での討論としたいんですけど、よろしいですか。

(委員のうなずき有り)

はい、特に反対ございませんので、事務局、よろしく願いいたします。

(公共事業運営室長)

本日の委員会でございますが、10名の委員中、10名の委員にご出席いただきましたので、三重県公共事業評価審査委員会条例第6条第2項に基づき、本委員会の会議が成立することをご報告いたします。

それではまず、お手元の委員会資料のご確認のほう、お願いしたいと思います。資料は6つの資料を用意しております、赤いインデックスで1番から6番まで付けております。その内、資料6には青いインデックスで501番、502番、503番、506番、509番、510番の6冊を添付いたしております。皆様、お揃いでしょうか。

それでは、議事次第2番目の委員会の所掌事務および議事進行につきまして、事務局のほうから説明させていただきます。

(2) 委員会の所掌事務と議事進行

(事務局)

事務局を担当しております県土整備部公共事業運営室の堤です。私のほうから「委員会の所掌事務および議事進行」について説明させていただきます。

これまでと同様にご審議を行っていただきますので、主要な点のみの説明とさせていただきます。なお、傍聴の皆様におかれましては、受付でお渡しいたしました「平成20年度三重県公共事業評価審査委員会について」という資料をご参照いただきたいと思います。

本日は三重県公共事業評価審査委員会条例第2条第1項第2号の規定に基づき、6件の事後評価の調査審議をお願いいたします。各事業につきましては、事業主体が三重県公共事業事後評価実施要綱に基づき事後評価を行っておりますので、委員の皆様には、事業主体の評価内容等についてご審議いただきたいと思います。

次に、審議の進め方でございますが、これまでと同様、資料6の説明資料と正面スクリーンを用いまして事業主体が説明いたしますので、説明が終わりましたら、ご質問いただきたいと思います。

なお、恐縮ではございますが、答申につきましては、できるだけ本日中にいただけますよう、よろしく願いいたします。委員会の所掌事務と議事進行につきましては、以上でござ

います。

(公共事業運営室長)

委員長、委員会の所掌事務と議事進行についてご説明いたしました、ここまでで何かご質問等ございましたら、よろしくお願いいいたします。

(委員長)

委員の皆さん、何かご質問ございませんでしょうか。

特にございませんので、次、進めてください。

(3) 事後評価対象事業の審査

(公共事業運営室長)

それでは議事次第の3番目でございますが、本日、事後評価のご審査を願います事業について、事務局から説明いたします。

(事務局)

次に、本日、ご審査をお願いいたします事後評価対象事業でございますが、お手元の資料4、「審査対象事業一覧表」の2ページをお開きください。こちらの審査箇所欄、一番右の欄に印が付いております。501番防災ダム事業、502番湛水防除事業、503番ほ場整備事業、506番道路事業、509番港湾事業、510番砂防事業の6事業でございます。説明の順番につきましては番号順に行いますので、委員の皆様らの質疑応答につきましては、説明の後に適宜、質疑応答の時間を設けますので、その都度、お願いいしたいと思います。

なお、これらの再評価の概要を赤いインデックスの資料5、「事後評価箇所一覧表」に記載いたしましたので、ご審査の際にご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、ただ今の説明につきまして何かご質問等ございましたら、よろしくお願いいいたします。

(委員長)

委員の皆さん、何かただ今の説明でご質問等ございませんでしょうか。

特にございませんので、では審議に入りたいと思います。先ほど、事務局から説明がございましたとおり、防災ダム事業の説明からお願いいいたします。

なお、本日の委員会終了時刻は概ね17時といたします。説明する方は簡潔明瞭にお願い

いたします。

それでは説明を始めてください。お願いいたします。

(農業基盤室長)

では、501 番防災ダム事業大沢池地区の説明をさせていただきます。

先日、年末色々概略説明させていただきました、私、県庁の農業基盤室の岩崎でございます。どうぞよろしくお願いたします。では、座らせていただきます。

501 番防災ダム事業でございますが、この地区は昭和 63 年から平成 14 年度にかけて、15 億 2,700 万円をかけて 2 つのため池を改修しました。負担率は国が 55%、県が 30%、市が 15%、地元農家のご負担はございません。事業完了後、5 ヶ年を経過しましたことから、地域の方にアンケート調査でご意見をいただきまして、事業効果の検証と課題等と検討しまして、今後の事業へと活かしたいと思っております。それから、対応方針もご提案させていただきますので、皆様方のご意見を頂戴いたしたいと思っております。

まず、位置でございますが、事業箇所は旧津市の北部、三重県の総合文化センターの北側に位置しております。この地区には最近、中勢バイパス、縦から横に走ってございますが、これが平成 6 年度に建設されました。また、同じく平成 6 年度に開通いたしました県道津関線のバイパスなどの道路網が進みまして、周囲の里山には近年、住宅団地が毎年増加しております。事業実施したため池は 2 つ、大沢池と嘉間池、大きいほうが大沢池でございますが、それらの住宅団地よりさらに北側の里山の真ん中でございます。両池の集水面積は 265 h a、下流は 56 h a の田んぼとか畑に用水を灌漑しております。2 つのため池は志登茂川水系の支流でございますが、毛無川の上流に位置しております。この毛無川という川は一身田の町の中を下流のほうで流れまして、志登茂川に合流しております。全線にわたって狭小でございます。断面が少ないです。とりわけ、一番少ないのが J R 紀勢本線の橋梁部分、この部分が一番断面が小さくなっておりまして、これをネック点といたしました。このため、強い降雨時には度々周辺の農地、農業用施設、一般公共施設等に冠水被害を生じておりました。とりわけ、本事業のちょっと前でございますが、昭和 49 年 7 月の七夕豪雨におきまして、志登茂川も氾濫したわけでございますが、当毛無川も氾濫いたしまして、多大な被害を生じさせました。この部分の断面を、いわゆる J R の下ですね、この部分の断面を検討いたしまして、2 箇所のため池に洪水調整機能という空間を確保することによって、236 h a の洪水被害を防止することを目的として事業に取り組みさせていただきました。先ほど申し上げましたネック点、一番この毛無川の断面の狭いところはこの J R の下の部分でございます。上流からと下流側からの写真でございます。

事業の内容を説明いたします。改修前のため池は農業用の利水を目的としておりますので、右手の上流からざあっと雨が降りますと、そのまま利水に必要な水量はそのまま下流域に流れていきます。そこで、ここにため池に洪水調整機能を持たせるためには、まず

一番目はため池の堤の高さを上げます。堤体を上げます。次に上流側の部分の浚渫を行います。また、流水を調整するように洪水吐も改修します。これによりまして、上流にバアッと豪雨が降った場合、この空間に、黄色の部分でございますが、ここに一旦貯水いたしまして、下流への流出を低減します。もう少し申し上げますと、嵩上げた堤体に小さな穴を開けまして、上流から多量の水が一旦どーんと入ってきて、ちょろちょろと流しておいて洪水を調整するというふうな機能でございます。大きなほうの大沢池では、パラペット、これコンクリートの構造物なんですけども、これをぐっと上のほうへ取り付けまして、堤の高さを上げました。また、小さいほうの嘉間池では、これはそれではちょっと追いつきませんでしたもので、旧堤体の上流側に大きく土を盛って、殆ど新たな堤を設けまして高さを上げました。また、貯水容量を確保するために浚渫を行いました。上流側ですね、あの赤い部分に浚渫を行い、池を広げました。それから、降雨時に池の水位が一旦水でどーんと上がりますから、このため、池の面積は増加しました。この広がる部分の用地につきましては、用地買収によって対応させていただいております。その結果、従来の2つのため池の総貯水量、約17万4,000t、両方で合わせてでございますが、対しまして、26万5,000tの貯水量が増加いたしまして、合計43万9,000、約44万tとなりまして、各池のため池および工事内容については、このパワーポイントのご覧のとおりでございます。

この事業の効果について説明いたします。この表は計画時と現況の投資効果を比較したものです。計画では、換算した事業費が16億3,200万円に対しまして、妥当投資額が23億6,600万円となりまして、投資効果1.45となっておりますが、現時点でもう1回換算いたしますと、総事業費が18億1,000万円、妥当投資額が23億2,600万円となりまして、投資効率は1.29と減少しております。この原因も内訳につきまして、もう少し詳しく申し上げます。この表が年効果額の総括表です。内訳は維持管理節減効果と災害防止効果です。維持管理節減効果は、マイナスの表示です。これは維持管理費がこの改修前よりは若干増えるということになりました。節減効果は計画時と現況では変わっておりません。

今回、変わりました災害防止効果について、さらにご説明を申し上げます。本事業の災害防止額の効果の算出は、過去に発生いたしました洪水被害、度々毛無川は氾濫しておりますので、その辺の洪水被害額から、まず洪水量と被害額の相関を求めます。単価は全部置き換えてありますけども。次に、確率降雨ごと、何年にいったん降るかという雨ですね。その降雨ごとにこういう調整機能がある場合、それから、今回のように改修した場合の相関式を作りまして、それぞれの洪水流量別に想定被害額を算出します。最後に、調節前の想定被害額から調節後の想定被害を差し引いて被害軽減額と、いわゆる災害防止効果というふうにしております。

具体的にもう少し、細かくて申し訳ないんですが、これが過去の降雨量、洪水量、被害を整理した表です。これから降雨量、洪水量と被害額の相関を求めます。この表は相関関係からそれぞれの確率降雨量と被害額を用いて、年被害軽減額を算出したものです。お示ししておりますのは、平成20年度時点の算出です。表の右下のこの赤い部分ですが、これ

が平成 20 年度に算定した年被害軽減額になります。この表は平成 10 年度の計画時点と現在の想定被害額を比較しています。下の表は農作物の単価を比較したものです。ご覧のように農作物単価の低下により、作物被害額に関する災害防止効果が下がっております。

効果の検証です。事業の完了後、表にありましたように、2年に1回発生する計画の2日間連続雨量、計画ではそうっておりますが、158mmを上回る雨量が4回ございました。アンケートにもございますが、冠水も確かにありました。また、そういう回答もございません。幸い国費とか県費で災害を復旧するような災害被害の申請はなされておきませんが、小さい災害はございました。特に平成 16 年の台風 21 号は未曾有の降雨量でございまして、下流の中野地区で浸水がありましたが、2つのこのため池が無ければ、さらに被害が拡大していたというふうに考えられます。この平成 16 年の 21 号台風、一番表の上にありますように、2日間連続で 440mm、最大でその内、片一方の日に 427mmと、ものすごい雨だというふうに記憶しております。このような被害軽減効果以外に、定量化できない効果として、アンケート調査からですが、ため池が安全になった、きれいになったというふうな回答もございます。これが定量化できない効果かなというふうに考えております。

管理状況につきましては、適切に管理されておきまして、確かに機械が新しくなりますから、維持管理が楽になったという回答もいただいております。詳しくはまた県民の意見の項で詳しく触れます。

次に、環境の変化でございますが、採択年度が昭和時代と古いため、現在では私ども、事業を起す際に、必ずさしていただいております生物的な事前調査は行いませんでした。また、実施中も特に配慮したことはございませんでした。完了後なんですけども、今年度、大沢池の下流部で田んぼの生き物調査を私ども別途実施いたしましたところ、モツゴ、ヨシノボリ等の魚から、各ヌマガエル等のカエル類が発見されました。お陰さまでこの調査では、特にレッドデータブック等にある希少な動植物は確認されませんでした。

さて次に、アンケート調査の結果でございます。池周辺の 150 戸にアンケート用紙を配布いたしまして、ちょっと少ないんですけども、56 戸の方から回答がございました。問 1 では、ため池のまず認知度、この工事の認知度を聞いたところ、まずやったことは知っているという方が認知度 91%。知らなかった方、5 戸の内、農業をされている方は 4 戸でございました。このいただいた 56 戸の方の内、農業を営んでいるかの回答結果はご覧のようでございます。46 戸の方が営農をやってみえます。次に、その営農をされている方のみにお尋ねして、完了後の降雨による被害はどうかとお尋ねしたところ、やはり工事が終わっても被害があったという方の回答が 13%ございました。これは具体的には 6 戸の方でございますが、内訳は右のグラフのようございまして、農地の被害が 3、農業用施設被害が 1、その他 3 でございました。その他の 3 戸はやっぱり床下床上浸水というふうに書いていただきました。内、1 戸の方から図面と写真を添付してご返信をいただいております。これが図面ですね、ああいう下の方にふわっとここだよという形で書いていただきまして返信していただきました。位置は右下の本事業の受益地より下流の住宅地なんです。これ

がその写真です。平成 16 年 9 月のこれは 21 号台風、宮川村とか海山町でものすごい災害を出した台風でございますが、この一身田の中野地区がここまでやはり水がついたということございまして、日雨量、先ほど申し上げましたが、400mm というとてつもない雨を記録しております。これに対しまして、上流側の今度は農地のアンケートによりますと、若干の冠水被害はあったけれども、災害として申請するほどではなかったというふうにお答えをいただいております。

次に、農業面の効果、これは悪くなったという回答も 4 戸ほどございましたが、良くなった、変わらなかったということです。農業を目的にしておりますもんで、こんなものかなと思っております。

次に、農地のこの辺の経営の方ですけども、非常に大きくて 5 反、いわゆる 5,000m²以上のお宅が 8 割と、非常に経営の大きい方が多いです。転作も大体されておると。一番私も心配されました今後の営農についてでございますが、跡継ぎがみえる方、14%で、あとの方は自分たちができるまでやって、あとは委託するか分からないわという方が大部分でございまして、ここでも集積は進んでおりますけども、さらなる受委託のシステム、セイフティネットみたいなものを作って、農地と農業を守っていただかねばならないのかなというふうに考えております。

あと、農業以外の効果でございますが、ほぼ良かったんですけど、悪くなったが 10%の方、5 戸の方から回答がございまして、水質が悪くなったとかという意見もございました。調べました自然環境の影響ですが、あんまり変わらないわと、ほぼ影響が無かったかなというふうに考えております。

まとめに入りますが、今後の事業の環境等に配慮すべき事項としましては、ご意見を参考にして取りまとめますと、生態系ですね、水質とか生態系の保全をもう少しちゃんとこれ以上もっとやって下さいという意見と、公園のように散策道とか、景観に配慮した機能を持たせてくださいと。もう少し多様な工事をする必要があるのかなというふうに思っております。

今後の事業の実施すべき点といたしましては、やはり地域への周知をもっと積極的に、色んなパンフレットとかインターネットを通じてやる必要がないかなというふうに考えております。

それから、問の 10 でため池の農業以外の利用について、これは元々農業ため池だけなら、今のままでいいんですけども、洪水被害を防ぐために、いわゆる非農業的な利用についてどうかなというものについて、どう考えますかということなんですけども、やはり先ほどと同じように、まず潤いの場、いっぱい生物がおって、親水的な公園的な機能がある。散歩もしたいなと、そういう場としての利用もやってもらいたい。それから、災害の水道が止まったときの非常用とか、防災用のパイプラインにも活用できたらなというご意見がございました。

では、ちょっと飛ばしまして、今後の課題について若干整理させていただきます。この

事業は農業というよりも、下流域の防災機能の強化が目的のため、上流の農家と下流の非農家の受益者について、もう少し目的と理解をちゃんと、ご意見も含めてPRする必要があるということと、施設の維持管理が若干なりとも負担が増えますから、将来的に対応していく必要があるかなというふうに考えておきまして、私どもの対応方針といたしましては、もう少し関係者への周知と理解を図りたいという1点、現時点におきましては、かなり色んなマスコミ等を通じましてPRは図っております。それから維持管理につきましては、公共の財産として、やっぱり農地・水・環境保全向上対策、農家と非農家が一緒になって地域全体で守っていく活動も進めていきたいなど、現在進めております。こういうふうに進めていくことが重要なのかなというふうに考えております。

以上、これで大沢池地区の説明を終らせていただきます。ありがとうございました。

(委員長)

どうもありがとうございました。ただ今からこの評価が妥当であるか、評価の妥当性について質疑等を行うわけですが、最初で申し訳ないですが、私のほうからいくつかお伺いしたいことがございます。

まず、アンケートの結果でもちょうどお示しいただいたところなんですが、スライドのページ数で言うと34ページになるのでしょうか。私がよく県庁の仕事の内容を存じ上げないからなんですけれども、例えばこれですと、ため池は農水商工部管轄の農業用の施設であって、その下流に農業を営んでない普通の住宅地があるというような場合でも、一番最初にB/Cなりを計算され、ベネフィットを考えると、まさか農家以外の人に対する防災効果は算定しないというわけではないとは思いますが、その辺り、お金の使い方としては農業用の施設だけでも、それで下流の農家以外の人にも非常にありがたい効果を受けられるということも、ベネフィットには算定されるんですか。確認です。

(農業基盤室長)

はい、農業効果と非農業効果、今映し出しましたこの表がございしますが、これによりますと、農業部門の被害額というんですか、合計の欄、一番下の欄でございしますが、ちょっと字が小さくて申し訳ございません。年効果で8億7,000万円、一般公共部門、公共効果として9,000万円ということで、大体農業効果がやっぱり90%ぐらいを占めるということになります。

(委員長)

農業効果というのは、農地に対する効果ですか。農家の方の家の部分はどっちに入りますか。

(農業基盤室長)

農業効果はあくまでも作物、農地という土地、それから用水路とか施設になります。一般の農家の方の家の被害は一般公共部門になります。

(委員長)

分かりました。ありがとうございます。それから、前もどこかの事業室の同じようなプレゼンテーションに対して、具体的に言うと16ページのスライドなんですけれども、こういうのを示してくださいと私は言うた覚えがあって、これ非常に分かりやすいと思うんですけれど。ただ、被害額が右に入っていないからお伺いしたいんですけども、特に平成16年9月のは、今の話を聞いてると、2年に1回ぐらいを想定されてるみたいだけれども、この平成16年のは多分算定方法によっては、10年に1回とか100年に1回になると思うんですけど、それに対して被害がかなり減ってた。無いときと比べて、一番いいのはゼロだったというような言い方をされると、この事業の効果は他のプレゼンテーションが何も無くても、非常に効果があったと思います。もうそれで終わりになるぐらいだと思うんですが、実際は線が入っている4つはゼロなのでしょうか。

(農業基盤室長)

若干補足ですが、農業用被害としてはゼロでございました。冠水はあったというアンケートで私ども確認しとるんですけども、災害復旧事業として申請されたのはゼロでございました。

(委員長)

実際のところ、これが無かったら億単位とか、正確な数字は別に要りませんが、かなりの被害があったらというふうに主張されるわけですね。

(農業基盤室長)

それはすごい被害になったと思われまして。ただ、平成16年9月のこの441mm、427mmというのは、実は私どもの想定を超えた雨量でございまして、ただ、たまたま事前に農業用に溜めといた水をあらかじめ危険と判断して下げとくとか、昔からそういうふうにはしとったんですけども、さらにそれを徹底されたことによって、想定を上回る日雨量に対しても、これは住民活動、受益者の活動なんですけども、それもプラスされたことによって、想定を超えた雨でも収まったのかなというふうに私どもは判定しております。

(委員長)

分かりました。それに関連してもう1つ。写真を住民の方から送られたという22枚目ですかね。これ、受益地域というんですか、今想定されているため池の外の地域ですね。ですから、事業をしたところは被害が無かったけれども、事業をしなかったところは、若

干被害がありましたという意味のスライドなんですか。ちょっと意地悪い言い方なんだけれど、そういう意味ですよ。

(農業基盤室長)

そうです。ただ、やっぱりこのとき、実はお一人だけからこういうアンケートをいただいたんですけども、これで、じゃ、いかほどの、多分周辺にも水がついとると思うんですけど、災害被害が出たかというのは今のところ、私どもは伺っておりません。これがピークであって、これで収まったのであれば、被害額として算入されなかったかどうかというのがございますが、一応ついたよということはお一人の方が、お一人の方ということはないと思うんですけども、これぐらいで収まったのかなというふうに考えております。

(委員長)

はい、分かりました。ありがとうございました。じゃ、私からはこれぐらいで、他の委員の方、どなたかご質問ございませんでしょうか。

委員、お願いいたします。

(委員)

この同じスライドなんですけど、農水商工部の管轄の公共事業だったけれども、県民のほうから見ると、県土整備部も関わって、県として一体となったこの一身田地区の防水事業が、もっと充実してほしいという要望というふうに解釈していいわけですか。

(農業基盤室長)

この方はそうかなというふうに判断しております。

(委員)

2点目なんですけども、30 ページのアンケートにも書いてあるんですが、今回の工事への要望についてです。これをもう少し詳しく聞かせてください。工事への要望の3点目なんですけども、上下流側の開発により発生する災害をため池に負担をかけることへの疑問というところがあるんですが、このため池のときの事業策定に当たって予想される洪水流出量の推計を行うとき、位置図の次のこの地図でいくと、ここに池が2つあるわけですが、看護大学がここにあり、ここにサイエンスパークが今できてきているわけですよ。それから、この辺りが今後、宅地開発される可能性がある地域ですよ。その部分の考慮というのはどこまでされてたのですか。つまり、現実の事業策定から事業実施中の間での洪水流量の計算に当たっての宅地開発の予想と、現在の宅地の造成状況等を比べたときに、差異はあるのか無いのかということをお聞きしたいんですが。

(農業基盤室長)

当時といたしましては、その宅地開発は全然考慮しておりません。山林の流出値として算定いたしました。

例えば宅地開発を行った場合、やはりそれは個別の開発ごとに、私間違とるかも分かりませんが、それによって流出が早くなるんですね。量も一旦水が出てくるけど、それはその開発ごとの調整池で調整して、従来の流量よりは増えないように調整されるというふうに聞いておりますもので。当時は全然そんな委員がおっしゃるような話も無かったんですけども、それはカバーされるんじゃないかなというふうに考えて現在ではあります。

(委員)

ということは、個別の事業での調整であって、先ほどの住民の方からの写真にあったような、あの地域、一身田の中野地区というのはよく浸水被害に遭う地域だと思んですが、この地域のこの浸水の原因というのは、まだ解消されてないというふうに解釈したらいいわけですか。総合的なことなので、農水商工部の方に聞くべきことじゃないかもしれないんですけども、農水商工部としての仕事としては、ため池を使ったことによって、農地の浸水というか、被害は小さくなったということですね。しかしながら、この一身田中野地区の浸水の危険性というのは依然としてある。それは宅地造成以外の総合的な公共事業として、この地域での浸水対策というのがまだ不十分だというふうに解釈したらいいということになるんですか。

(農業基盤室長)

もうちょっと詳しいこの計画申し上げますと、やっぱりどんな雨を対象とするかというのが計画の一番ポイントになりますが、この事業におきましては、50年1回降る雨、50年確率の降雨を対象として計画しておりまして、そのときに例えば一部のそれを越えた雨が降った場合、だから全体的な毛無川の防災対策としては、50年に一度の雨で私ども検討したところでいいんじゃないかなというふうに感じております。特に平成16年9月は400mmという50年確率を、実は超えた雨なんですよ。超えたらしょうがないわなと、そういう冷たい言いかたじゃないんですけども。やはり経済効果としましては、その辺でいいんじゃないか。今、中野地区でお浸かりになったとこ、若干あるんですけども。また、それはもう少し大きな排水対策ではなくて、その地区だけの、もっと固有の原因があるんじゃないかなというふうに考えております。

(委員)

さっきの地図で見せてもらうと、これまでの公共事業評価審査委員会の中で分かるんですけども、内水の排水がうまくいってないというふうに考えられないのと感じています。だから、県民の方が実は勘違いされてるのかなというふうにとれるんですけどもね。

(委員長)

他の委員の方、どなたかございませんでしょうか。

委員、お願いいたします。

(委員)

そうすると、アンケートの問3の工事完了後、被害がありましたかというところのですけれども、平成14年度にこの事業が終わってまして、並行して、例えば灌漑地の中で、その水田の排水路ですとか、あるいは中野地域も含めた毛無川の何かそういう事業も並行して行っていったために、実は被害が低減されていて、大沢池による効果が100%ではなかったのではないかという考え方も、もし並行して工事が行っていたとしたら、できてしまうのかもしれないと思いますが。その辺り、並行して行われた工事とかはあったんでしょうか。

(農業基盤室長)

実は、ちょっと濃い赤の部分ですね、宅地の上流にある、ここの部分につきましては、ほぼ並行してほ場整備事業が実施されました。それから上下にあります県道バイパス、これもほぼ同時期にこのため池工事と一緒に工事しております。ですから、そういうことはないかなと思うんですけど。それから、毛無川本川につきましては、大規模な本格的な改修工事は未だやっぱりされておりません。一身田の中で民家が密集しておりまして、中々本格的な改修はコスト的に大変だという、この計画当時はたまたま計画しておりまして、聞いております。

(委員)

ということは、同時にこの辺りの工事をやっていたということは、実はアンケートのこの聞き方に多少問題があって、100%大沢池の事業によって、この工事の完了後の被害が無くなったというわけではないのかなという考え方もできてしまうということになってしまいますかね。

(農業基盤室長)

逆に、例えばこのほ場整備をやりますと、実はまた後でもあるんですけども、排水は逆に良くなります。下流側から見れば、危険側に入っておるわけですね。水路がこんなグニャグニャの水路をピシッとやっちゃいますから、降雨時の流下が早くなっちゃうんですよ。ですから、この防災ため池工事とは別のマイナス効果として働く場合もございますが、それさえもここで吸収した。勿論私も、あのバイパスとこのほ場整備はもう既に計画時に考慮して、計画で当時ございましたもので、それもカバーしてやっておりますから、ほぼ

それにつきましては影響がないものと考えております。

(委員)

そうですか、分かりました。で、あともう1点続けてお願いしたいんですが、スライドの15枚目について、この農業部門の作物というところなのですが、下に作物の単価比較表というのがありますが、これはこの当時の平成10年と平成20年の灌漑地の実際の作付けしている作物をベースにして、それに作付面積をかけて、この値が出てるといふふうに考えてよいのですか。

(農業基盤室長)

はい、そのとおりでございます。

(委員)

そうすると、アンケートの問6のところ、アンケートの問6のところ転作の作付けというのを見てみると、麦というのがある、大豆というのがある、あとここに野菜とかレンゲとかいうのがありますよね。先ほどのスライドの15番に戻っていただくと、比較表で出ているキャベツとかナスとかネギとか、この辺のどの程度が野菜に入るのかというのが少し分からなくて、あと大豆の緑の部分がここにはなくて、実際の作付けの面積と、この数値というのが若干矛盾してくるのなかという気がしてしまうんですけども。このあたりはどのように説明いただけるのでしょうか。

(農業基盤室長)

問6の転作のほうでございますが、これは転作、水田を転作してどういうものを作ってみえますかという問いでございます、この経済効果のほうは普通の畑ですね、従来からの一般畑も含めた計画の作物というご理解をいただければというふうに考えております。

(委員)

そうしますと、例えば穀物の中で米と麦はここに上がっているわけなんですけども、大豆は同じ穀物でも一般畑のほうで計算されてしまうということですか。

(農業基盤室長)

いや、そうではございません。若干この計画、現況と申しまして、この転作で作る大豆、私どもその間に転作の政策の方針もございまして、米、麦、大豆の2年3作とか色々な変換はございました。ですから、この計画時とは若干差違は、勿論毎年も差はございません。

(委員)

そうすると、どういうことになるんでしょう。先ほどのスライドの15のところ、平成20年の時点で恐らくアンケート取ってるのなら、何年なのかちょっと分からないんですが、平成20年時点での作物の作付面積というのは、問6のアンケートの面積とはまた変わっていて、逐次、そのときに農家のほうから作付面積を聞いていて、この計算をしているという理解でよろしいんですかね。

(農業基盤室長)

すいません、ちょっと私言い方、15ページのこの被害額でございますが、それぞれの作付面積につきましては、計画当時とは一応変えてございません。単価比較だけさせていただきました。

(委員)

その辺、単価比較を計画当時と変えてないということになると、

(農業基盤室長)

面積は変えておりません。単価だけ変えます。

(委員)

面積は変えていないんですか。それが例えば変わってこないということになると、その前の直接的な効果ですとか、そのあたりの何か作るものが違えば、被害額も違ってくるんじゃないかなと思うんですけども。実際の元々想定した額と、この平成20年の投資効果の額というのが変わってきてしまうような気がするんですけども。

(農業基盤室長)

おっしゃるとおりで、この地域のどんな作物をどれくらいお作りになっているのか、現時点で全部調査をすれば、当然このそれぞれの作物の面積は変わってきます。おっしゃるとおりでございます。

(委員)

そうすると、スライドの10番のところ、例えば災害防止効果ですとか、11番の農業経営向上効果ですとか、この辺りの数値も実際の値と、ここに出てる値とは異なってしまっているということですか。

(農業基盤室長)

そのとおりでございます。

(委員)

私、よく分からないんですけど、事後評価ということは、実際現実の数値が出てくるから、これだけ効果がありましたよというものを示すものなのかなと、思ってしまうんですけども。予想の段階の数値をそのまま出されていると、結局どういう結果になっているのかということは、実際に示していただけていないということになってしまうと思うんですが、基本的にそういう仕方でもいいんですか。

(農業基盤室長)

この計画自体、先ほど申しました受益地がほ場整備事業を行ってありましたもので、そこで例えば昔の不整形な農地から整形の農地に変わる。そのときに昔は例えば米単作だったのが、こういう色々な作物に変換していきますというその計画上の整合性を合わせるために、計画時はこういうような作物の構成にしてあります。ですから、委員おっしゃるように今現況でもう 1 回全部作物を洗い直せば、また、現時点の効果は出ると思いますが。実はこのアンケートは本年度平成 20 年度に取ったアンケートでございまして、それを全部調べるのは別に調べられないことはないと思うんですけども。残念ながら今回は申し訳ないんですけども、調べておりません。

(委員)

事後のこういう評価するときには、そういう実態に沿った形の計算の仕直しというのは基本的にやらないものなんですか、慣例として。

(農業基盤室長)

はい、よほど大きな変更があれば、それは私どももう 1 回洗い直しますけども。特に転作作物は毎年面積も数量から変わって、かなり変動が大きいものですから。現在ではさせていただいてないのが実態でございます。

(委員)

恐らくかなりの防止効果とかは当然ある事業だと思うんですけども、それをきちんと示すためにも、現在の実態に合った形の評価というのは、また老朽化して工事をしなければいけないときが来ると思いますので、絶対必要かなと思うんですね。そのあたり、ちょっとご検討いただければなという気がします。

あと、すいません、長くなって。もう 1 点なんですけど、スライドの 33 ページの 番で今後の課題で、農業生産が将来的に不安ということを書かれてまして、実際スライドの 3 枚目あたりに灌漑地の地図が載ってるんですけども、これはわりと古い地形図かなと思うんですが、このあたりにショッピングセンターがこうできていたりですか、あと、先ほど

からおっしゃってます作付け、転作もかなり起こっていますし、あと、この辺りもグラウンドに変わってきたりとか、かなり土地利用条件が激しく変わってる地域だと思うんですね。そうしますと、将来的に元々水稲耕作栽培が主体だったところが、色々な形で用途が変わってきたときに、将来的にこの効果がどういうふうに減ってしまっていくのかとか、あるいは、今後また老朽化したときの必要な工事を行うために、どの程度の作付面積が維持されていれば、何か行える可能性が出てくるのかとか、そういう今後に向けた予定ですとか、考え方ですとか、方向性をお話していただければと思うんですが。

(農業基盤室長)

お答えいたします。1点目の作物調査はやはりやるべきではないかということで、ちょっと私ども、検討させていただきませう。決してやらないということじゃなく、やり方等を検討させていただきます。これぐらいですと、多分できないことはないと思いますが、これ以上とすれば、500ha、600haとなりますと、コスト的にも大変でございます。その辺もやり方も含めて、何とかやる方向で検討ご説明させていただきます。すいません。

それから、2点目の今後の色々開発も進んでおります。例えば再事業とかのときはやはり委員おっしゃるように、もう一度全部そのときの条件を設定仕直しまして計算して、もし農業被害を上回る一般被害となれば、当然農水省の事業では事業実施できなくなります。その都度、その都度、やはり全部洗い直して計画したいというふうに考えております。

(委員)

どうもありがとうございました。

(委員長)

どうもありがとうございました。

委員、お願いいたします。

(委員)

大沢池とこのため池事業の耐震構造のことについて教えていただきたいんですけども。この防災機能中心に効果を発揮されていると判断できるとか、大災害で水道が止まったときの非常用とか、色々書いて、他の資料でも読んでみたりもするんですけども、肝心要のこの池の例えば地震時の耐震性とか、そういったところを少し教えていただければと。実際に池が地震で崩れてしまったら、それこそ災害時の機能を果たせるのかなというのが心配になったので、教えていただければとお願いしました。

(農業基盤室長)

地震対策でございますが、実はこのため池とかダムに関する地震の設計基準は、神戸の

震災を前後に変わっております。非常に強化されております。残念ながら、このダムは震災以前の計画でございますが、当時のレベル5、変更後の基準のレベル5、震度5強に耐えるものとして計算して設計して、また実施されております。当時の基準は満たしてあるということでございます。

(委員)

じゃ、震度6とか、そういったところでは非常に不安な耐震性ということになるわけですね。

(農業基盤室長)

そこまでは。

(委員)

いや、工期が昭和63年から平成14年で終了という形になっているんで。その頃の耐震強化というか、耐震計画はどうなったのかなという、ちょっと不安になったものですから、質問させてもらいました。

(農業基盤室長)

一応そういう基準の、この事業に設定された基準はクリアしております。一応5強が当時の基準でございましたもので、もう一度今設計やり直せば、また違う結果になるかと思いますが、一応当時で5強はクリアしとるということです。

(委員)

分かりました。ありがとうございました。

(委員長)

はい、他の委員の方。委員、お願いいたします。

(委員)

アンケートについてなんですけれども、回収率があまり良くなかったというお話がありましたけれども、この回収率の中でも150戸の中の内、回収率が56戸、そのまた56戸内の農家が46戸ということは、もう殆ど農家の人しか答えてくれなかったに等しいと思うんですけれども。なぜそうなったかなと思って、後ろのほうに添付されているアンケート調査の出してもらった資料を読んでたんですけれども、これ私も実家は農業とかしてますけれども、自分の家として見たら、答える項目が少な過ぎるんですね、農家以外の方は。前半見ても、知っているかって聞かれて、これは答えられるけど、それ以降、農家です

かて聞かれたら、作付けのことであるとか、面積のことであるとか聞かれてしまうと、多分一般の人は、これは私が答えるアンケートではないなと認識してしまいそうで、きっとこの時点で出さなくてもいいやという人たちがいて、こういう結果になってしまったのかなと思いました。ですので、一般の人も答えてもらえるような項目をもうちょっと中に織り交ぜるとか、最悪もっと詳しいことを農家の人に聞きたくて、一般の人にはもっと防災のことを聞きたいというのであれば、別にしてもいいのかなと思うんです。そういうところが農家していて、どこが農家してないか分かりにくいかもしれないですけども、明らかにそうじゃないところには、違うアンケートを取ってもいいのかなと思ったのと、あと、今回の被害の面積のここの地図などを見させてもらおうと、この中に施設が入ってますよね。人権センターであるとか身障者センターであるとか、そういった施設へのほうにはアンケートというのは出されてますか。

(農業基盤室長)

一般施設には出しておりません。

(委員)

出してないですよ。農地に関することにはちょっと無関係かもしれないですけども、この道路とか、この施設にお勤めの方であるとか、利用されてる方というのは、その被害が被る道路を通って来たりですとか、もしかすると、ここって災害があったときに避難所になったりもするのかなと思うと、避難所へ行くまでの間に冠水してたりとか、そういう被害があったりすると、たどり着けない恐れもあるので、そういう想像するところによると、そういう施設の職員の人たちや、利用する人たちにも答えてもらったら、もっとそういう防災面でのもっとこうなっていればいいのか、意見とか、良くなったとかっていうことも気付いてもらえたり、知ってもらうこともできたのかなと思うと、周知が中々足りなかったというの、そっちのほうでの周知が図れたのじゃなかったかなと思いました。そういう住民だけではなくて、そこを通るといとか、そこを利用される人たちというのもやっていただけたら良かったのかなと思いました。

(農業基盤室長)

はい、ありがとうございます。アンケートの方式とか項目、それから委員がおっしゃいました関連施設も含めた、そこへ職場、住んでる方だけじゃない方というの、もいっぺん検討させてください。はい、分かりました。ありがとうございます。

(委員長)

委員、お願いいたします。

(委員)

今までの付け足しみたいなんですけれども、スライド 34 で今後の対応の のところで、今後、地域全体で守って行くことを進めるといふふうに書いていただいております。このため池というのは水利組合が維持管理して、水利組合により適切に維持管理が行われていると書いていただいておりますけれども、水利組合というのは、農業以外の方が施設を作ったりなんかのときには、ものすごいお力があるけれど、水利組合がOKしないと、建物を建てられない、排水がどうのと色々施設を作ってくる时候にも、それだけ農業を、勿論大事ですし、大切な水ですからということはいくぶん分かるんですけども、地域全体で守っていくということを進めるといふ具体的な案といふのか、水利組合に管理してもらっているからうまく行っているということなんですけれども、このスライド 31 のところにもため池農業以外の利用のところにも、色々桜を植えてほしいとか、市民生活に潤いを与える親水公園とか、これは水利組合側のお答えなのか、それ以外の方の要望なのか。同じところに農業以外に利用するなという過激なお答えもありますし、そういう辺りが防災機能、非常によく発揮できるようになってよいかと思いますけれども、また、相反して色々そういう問題が出てきたときには、やっぱり県としても何かしらの策といふのか、間に入るといふのか、今後、なんか農業、将来に対する不安がうかがえると、農業の維持管理について、こういうところ辺から見ると、そこをどのように考えていらっしゃるのか、どうなってるのか、現状は。お聞きしたいです。

(農業基盤室長)

このアンケートは農業の方、非農家の方は区別せずに、まだそこまで分析してないんですけども、まず、おっしゃった水利組合は確かに水の利用とかについては、用水も排水も含めて非常に敏感な一面はございます。

ただ、こういうアンケートにございますように、今後は単なる農業用水としての利用だけでは、地域としてやはりうまく機能しないんじゃないかということは、皆さん薄々は感じてみえると思います。従いまして、ため池を農業施設として利用することは基本としながらも、親水公園的なものとか、生態系の一つの大きな要として保護してくとか、災害用にも使うとか、非農家の方も含めた地域の公共財産としてやはり今後は保全してくように、いっぺんには無理ですけども、切り替えていく必要があると私どもは認識しております。

例えば農地・水・環境保全向上対策、あとまた少し説明させていただきますけれども、例えば水利組合だけじゃなくって、その地域の方々の自治会、子ども会、老人会とかPTA、みんなが一緒になって色んな、別にため池に限らず、そこまで行く道でもいいし、散歩道でもいい、犬の散歩道でもいいし、桜植えたり、それをみんなでしましようといふような活動は、この環境保全向上対策でございまして、既に三重県でもかなりの地区で実際施されており、一定の補助金と申しましようか、交付金が交付されることになっております。現在、三重県で約 300 組織、面積といたしますと、1万 4,000ha ぐらいの農地ないし、

こういうため池で、そういう活動は既に行われておりまして、農家の方も他の方も一緒になって、地域の中のここですとため池として考えていきましょうという活動をされています。結構厳しいハードルと申しましょうか、たくさんハードルがあって、何でも使えるというそんな交付金じゃないんですけども、みんなのアイデアを自由に活かしてやっぺこう。ため池もその内の1つ、この地域の大沢地区、一身田地区の1つだよという、そういう位置付けで今私も支援させてもらって、活動の拡大を図っているところでございます。

(委員)

ありがとうございます。そういう工事のときに、必ず表裏に出てくるお話かと思ひますし、新しい住宅地がたくさんできてくるときの、水利組合とか農家の方との接点とか、そのあたりがうまく公が入っていい方向に行けるといいなというふうに思ひます。

(農業基盤室長)

がんばりたいと思ひます。ありがとうございます。

(委員長)

他に、委員。

(委員)

アンケートについてお聞きします。まず、アンケートはこの事後評価に関するアンケートのお願いというところで、こういう10項目ですか、アンケートされましたですね。この結果に対しましては、アンケートの提出されたお客さんというんですか、その方に対してこういう結果だという報告はやられるんですか。一方向のコミュニケーションの場になつてゐるわけなんですか。そこら辺のところをお聞きしたいんですが。

(農業基盤室長)

ちょっとここでは、次の地区でもまたご説明しますが、まずホームページとか、フィールドバックするように、これはやる予定でござひます。原則的に片道方向ではござひません。

(委員)

そうですね。相互方向のコミュニケーションが取れるわけなんですな。

(農業基盤室長)

1回、一往復だけですけども、それはさせていただきます。

(委員)

そのアンケートの中で、問7の今後の営農についてというところで、6%は継ぐとか、後の9%は自分の世代だけで継ぐというような結果が出ておりますね。その下に委託先、JA、トラクターというところが出てきとるんですね。アンケート取られたのは、皆さんとかがやられたわけですね。それで、このJA、トラクターというところとの関連性は。

(農業基盤室長)

お答えします。この委託先がどうしますかというところもございまして、例えばJAにしたりとか、この三重トラクターって別の会社ございますもので、そういうとこだなというふうにお答えいただきました。

(委員)

そういうところを委託先とすることですね。それで、このアンケート回答率はかなり低いんですが、こういうデータは大体三重県の標準的なデータと合ってるんですか、どうなんですか。

(農業基盤室長)

後でも説明させますが、やっぱりかなり格差はございます。差はございますが、やはり割合から言いますと、大小はともかくとして、自分たちができるまでというお答えがパーセントの差はあれ、やはり多いです。一番多くなっています。ただ、後が非常に受け皿・・・(テープ交換)・・・

(委員)

JRの橋梁がネックになっという話だったですね。それで、10億円か16億円の金が投資されたわけですね。そのときにJRから負担金の名目でお金を取ったとか、そういうことはあるんですか。

(農業基盤室長)

JR、ございません。

(委員)

そやけど、JRのところはネックになっというわけですね。

(農業基盤室長)

この毛無川、一番狭い部分がこの橋梁部分であって、他にも断面不足のところがございますもので、たまたま一番断面が狭いだけということでありまして、他にも断面もございますもので、特にここということではございません。

(委員)

この毛無川自体は津市が管理されておる河川なんですか。

(農業基盤室長)

県ですね。志登茂川の支流になりますから、二級河川になりますから。

(委員)

そうすると、志登茂川のほうで前回か何かそういう評価委員会があったんですね、資料出てきまして。そこら辺の相関性というのは取れるんですか。雨量強度というんですか、あれは大体 15 分の 1 とか何かそういうふうな。

(農業基盤室長)

実は改修する場所とは違いますもので、相関性は取れておりません。ただし、実施に当たりますとは、河川管理者と入念な計画の調整打ち合わせて、雨とかそういうものは決定させてもらって、お互い了解して実施させていただいてます。

(委員)

どうもありがとうございました。

(委員長)

委員、よろしく願います。

(委員)

中勢用水があるというふうに聞いておりますので、必ずしもこのため池だけが水源じゃないわけですね。その辺について少し説明していただきたいのと、それと平成 16 年の災害は実際集落のほうとか町のほうに水が押し寄せてきて、排水できなかったわけですし、そういう実態があるわけです。

今、農地の保全とか農地整備に当たっては、農地の多面的機能ということが言われていまして、そういう掛け声で色々事業は行われているわけですね。そういうことになると、この防災機能にしましても、単に生産基盤を保全するというだけでなく、地域の生活基盤とか、地域全体の防災機能というか、そういう評価が必要かと思うんですね。実際問題、この大沢池がどういう効果があったのか、無いのか、そういう生活基盤に対してね、そういうこともちゃんと測定する必要があると思うんですね。

あと、農地のダム機能もちゃんとカウントしなくちゃいけないし、もう少し多面的に評価しなくちゃいけないと思うんですけど。所管が違うから後は排水は河川のほうの話です

ということにしないで、もっと全体的に、そうすれば問題ももっとクリアになってくるわけですから。そういうふうに思いました。その辺についてはいかがでしょう。

(農業基盤室長)

まず、中勢用水との関連でございますが、勿論この地域、中勢用水事業の受益地でございます。実際中勢用水の水は大沢池のほうに直接補給しております。中勢用水事業の計画はこのため池の水、農業用水を使用し、さらに不足水を補給するという計画でございます。この辺の整合性は取れてございます。中勢用水が全てこの地域の農業用水を賄うのじゃなくて、中勢用水プラス大沢池、嘉間池の水でこの農業用水が賄われるという計画で成立しております。

それから、2点目のもう少し地域防災も考慮した評価をすべきじゃないかという。委員おっしゃるとおりでございます。先ほどの委員からもいただきましたように、これは殆ど受益者の農地を持ってみえる方中心で、非農家の方もみえるんですけど、受益者を中心としたアンケートでございます。例えばもうちょっと関係の無い人、街中の人からも取ってみて、一応農地を主に行った事業なんですけど、全然当初想定していなかった市街地においても、効果発生してるかも分かりませんもので、委員のご意見も合わせて、アンケートの方法なんかもこういう事業については考慮すべきじゃないかというふうに考えております。ちょっと検討させてください。

(委員長)

委員。

(委員)

今後の対応なんです。先ほど言われた耐震性ですか、その当時の震度5ぐらいまではオッケーということなんです。それを今後の課題として補強的なことも考えていただきたことと、先ほどの地図で周囲にまたたくさんの住宅や家などができた場合、下水道は今きっちりできておりますので、悪い水は流れてこないとは思いますが、どんなことでこの池に悪い水が流れてきて、それを畑や田んぼに流すというのは、やっぱり作物にとっても、それ行く末は人間にとっても害になりますので、そういうところの面をきっちりと監視した上、水を大切に守っていただきたと思います。

(農業基盤室長)

はい、分かりました。1点目、耐震補強の点でございますけど、これ昭和63年頃の計画ということでございまして、実は私も、県内のため池一円につきまして、概略でございます。大体うち三重県内で3,500のため池がございます。その一つずつはちょっと物理的に無理になりますが、概略調査はこどもも行いました。そこで3,500のため池全体

について、耐震の安全度というんですか、詳しい計算はできませんから、大丈夫、ちょっと検討必要とか、そんなランク分けも現在進めさせていただいております、ここもそういう近年、今年で終わるので平成 18、19、20 年の 3 ヶ年で耐震の最近の調査は行っております。ここは判定は私、データが無いもんで分かりませんが、そういう調査を行って、ここも含めて進めさせていただいております。予算もありますけども、その優先度、危険度を元に対策は進めております。

2 点目の水質の悪化は、これは私ども非常に気にしておるところでございます、やはり上流、下水 100% 完備したところでも、やはり水質悪化が出ておる地区もございます。ですから、この地区につきましても、津市とも協力しながら、地元の先ほどおっしゃった水利組合とも協力しながら、各、ここだけに限らず他の池も含めて、やはり水質悪化に対しては厳しい目を光らせていくし、もし万が一そういうことが起こって、法的に対応できないようであれば、技術的に対応するというので、モデル地区も今 1 つ 2 つ実施させていただいております。もう直ぐ委員おっしゃるように注目しております。おっしゃるとおりです。ありがとうございます。

(委員長)

委員、お願いいたします。

(委員)

ちょっと聞きたいのですが、これ事後評価ですよ。見て農水商工部農業基盤室なんで、ため池をきちっとしました、もう安全です、大丈夫なんで、じゃ次、その地域の人たちはこういうものを作ったら、よりいいですよという指導までなさるんですか。というのは、このスライド 15 のところにキュウリとかナスとかキャベツとかネギとか小麦とかって書いてありますが、その年によって、キュウリってめちゃう安かったり、キャベツって畑に転がって、誰も取らへんというときもあったり。お米なら何か分からんけど、でも平成 16 年と今とでは、お米ってめちゃう安うなってますよね。そんなこと考えたときに、せっかくため池もきれいにできた、もう安全である、こんなに基盤室としては、もうこれ以上やれること無いっていうぐらいやりましたっていうのに、次への指導というのは、いや次の何やら室なんで、私どもは関係ないですよというのか。それとも、ここまでできたのでどうぞという指導を農家の人になさるのか聞きたいんです。

(農業基盤室長)

これ私どもの、委員おっしゃるように反省点でございます、特にこういう事業は防災系の事業でございますのもので、はっきり申しまして計画時点ではそのような連携はございませんでした。しかし、同時に行われたほ場整備事業も、先ほど申しました濃い赤のところは事業もやっとならざるわけでございますが、そういうところにつきましては、普及部門と連

携して、また後で説明させていただきます他の地区も同様でございますが、決してハードだけで終わったというわけじゃなくて、連携してあの地域全体の営農について指導をさせていただいた経緯はございます。ただ、それ以後につきましては、残念ながらそれほど個別に詳しく指導までは及んでいないのは実態でございます。おっしゃるとおりでございますが、当時としては一生懸命、やはり面的事業とやるときは、そういうふうにつきも一体になってやりますから、それはさせていただいてます。ただ、そのときの熱意が今まで継続してけるかというご指摘については、ちょっとそれは私はできていないという反省はございます。

(委員長)

では、時間もかなり超過しておりますので、ここで本件の 501 番に関わる質疑応答は打ち切らせていただきます。

それで、次は 502 番に移りたいと思いますので、説明のほう、よろしく願いをいたします。

(農業基盤室長)

それでは、このまま失礼します。引き続きまして、502 番の湛水防除事業伊曾島北部地区の説明をご説明させていただきます。

本地区は、平成 2 年度から、これも平成 14 年度にかけて 32 億 6,600 万円をかけました。国が 55%、県 30%、旧長島町でございますが、15%、地元農家のご負担はゼロでございます。この負担割合におきまして、2 つの排水機場の改修を中心に事業を実施いたしました。完了後 5 ヶ年を経過いたしましたことから、アンケート調査にて効果等のご意見をいただきまして、効果の検証と課題等を検討しまして、今後の事業に活かしたいという対応方針をご提案させていただきますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

事業の目的でございますが、これは一番三重県の北、桑名市長島町、旧桑名郡長島町なんですけども、木曾川と長良川に囲まれました河口部に位置する輪中の地帯でございます。町を北から東名阪、近鉄線、JR、国道 1 号、国道 23 号、また最近は伊勢湾岸自動車道も東西に横断してます。この一帯の標高は海拔でマイナス 0.5m からマイナス 2 m の低湿地地帯で、周囲は堤防に囲まれまして、町内の排水は全てポンプの排水に依存しています。地下水の汲上等による地盤沈下、それから、開発等によります流出量の増加と、もう一つ、3 つ目に既設の排水機の老朽化によりまして、水稻及び畑作物、それから一般の公共施設に度々湛水被害が発生しておりました。特に地盤沈下は、昭和 36 年以降、累加沈下量が 1 m50 c m にも及ぶ地域もございます。これがその地盤沈下の状況でございます。これは昭和 59 年からこの施設は稼動しておりまして、国交省の施設なんですけども、それを平成 12 年に撮影したものです。ですから 16 年間でこれぐらいの沈下をしたということでございます。向こうの施設は杭等を打ちまして、沈下しないようにしてございます。ですから、

周囲のこの辺の、これ堤防なんですけども、これが沈下しましてこういう状態になっているということでございます。これが改修前の2つの老朽化した排水機です。上が昭和44年から稼動しております旧葎ヶ須というんですが、葎ヶ須排水機場、下段がもっと古い昭和24年から使用しております旧の大島の排水機場でございます。現在は撤去してございません。これが事業実施前の湛水、洪水、ここは先ほどの大沢池と違しまして、じわーっと溜まってくる水なんですけども、その湛水、水が溜まっている状態で、これは平成5年の状況でございます。これは平成12年9月の例の東海大豪雨のとき、長島町もやはりこれぐらい湛水しました。これも同様写真でございます。

このような状況に加えまして、もう少し詳しく申し上げますと、この地区はこの長島川、上からちょうど中央を下に来てます、これが長島川、この下流部分に位置しておりまして、そこには長島の漁港がございます。その船溜がちょっと黒く塗ってある場所、この部分が船溜になっておりまして、漁師の方はここから船で漁に出られます。ところが、左側にあります長良川の水位が上昇しますと、河川の水がこの船溜に逆流してきますと、そのための水門がございます。大島水門というんですけども。工事前は両排水機なんですけど、一度この船溜へ排水しまして、そこから自然に長良川へ流れて行ったわけなんでございますが、地盤沈下によりまして、やはり外水位が相対的に長良川の水位が上がってまいります。中の水位が下がってまいります。この水門を閉じるタイミングが前より早くなってきた。少し長良川の水位が上がってきますと、もう閉じなければ、今度は船溜の小さな堤防を超えて地区内に川の水が入ってくるというふうになってしまいました。ですから、水門が閉じられまして、いくら排水機のポンプを動かしても、この輪中の船溜に水を吐き出すだけで、意味を成しません。そういったことから、樋管、新たに下水みたいなものを作りまして、長良川に直接接続して、長良川の水が上がってきたときも、排水できるようにしました。また、排水路も一部改修いたしました。

もう少し、くどいようですが説明いたしますと、かつては雨が降りまして農地から水が集ってきます。最下流の低湿地が段々水が、濃い青なんですけども、溜まってきますので、ポンプで船溜へ出してました。船溜が水位が上がってきまして長良川へ出てきました。自然に流れていきます。ところが地盤沈下によりまして地区内が下がってきました。そうしますと、国交省のほうからまず堤防がかさ上げして高くなりました。そのため、同様にポンプにより船溜へ排水するんですが、外水位が上がってきたため、船溜まりから長良川へ排水できない状況も出てきました。いくら上げて、長良川のほうが上がってしまっても排水できない状況が出てきます。このため、この水が溜まる状況が解消しません。従いまして、長良川へポンプから直接排水できるような形にしました。船溜のほうから見ました大島の排水機場です。この白い排水機場が一番右にあります、ちょっと低い排水機場ですが、これは昭和49年から使用しているもので、現在も使用しています。中央は今回建設した排水機場です。左側の旧機場はこの時点ではまだ撤去しておりませんが、現在はもうございません。ですから、一番右の大島排水機場、これ昭和49年で、ちょうど私がこの

県庁に入らせていただいたときに、地盤沈下が進んでいるということで建設したんですけど、それ以後の沈下とこの旧大島排水機場の老朽化によりまして、また私が、もう定年も近いんですけども、辞める頃になってもう 1 つ必要になったというふうな状況の地域でございます。

事業内容ですけども、葎ヶ須排水機場はポンプが 1 台、除塵機 1 台等ございまして、これは排水、遊水池側から、いわゆる裏側から撮ったもので、この前から水を吸い込みまして、この写真の裏側へ排水します。右側が大島排水機場で、これもポンプ 1 台等を設置しております、同じく遊水池側の排水写真です。両方のポンプとも、先ほどちょっとくどくなりましたが、説明しました樋管によりまして排水しております。これが樋管工でございます。ちょっと地中にありますもので、ブルーで示させていただきました。このちょっと変わった構造、右下の構造は新しくできました大島の樋管です。水門です。右下にあります、あのゲートのところからポンプの水が直接長良川へ排水されます。これは排水路ですね。ちょっと変わったのがこの右側の写真でございまして、集中管理システムでございます。旧長島町にはこのような輪中の中に小さな輪中がございまして、そこにありますそれぞれ 8 つに排水機場がございまして、この 8 つの排水機場の情報と遠隔操作を行うシステムを導入しました。これによりまして、内水位とか長良川とか木曾川の水位、それから排水量、故障等、そういうものを全て一元的に把握し、迅速な対応ができるようになってます。

次に効果についてお話しします。これも先ほどちょっと委員からご指摘ありましたように、若干あるんですけども、結論から申しますと、費用対効果は計画時に 1.2 に対しまして、現在で諸数値を見直しますと、1.14 でございます。この減少の理由といたしましては、ここも開発が進んでおりまして、受益の農地面積の減少、それから農作物価格の低下です。

は総事業費ですね。本事業費は計画事業費、実施事業費を年度ごとに貨幣価値に全部換算したものを取りまとめたものでございます。ただ、中に関連事業費という項目ございまして、この関連事業費と申しますのは、集中管理システムにおいて、実際作った 2 つの機場以外の機場とも連携を取っておりますもので、この他の既設の機場の棟も含めて整備を行ってきます。そのために事業につきましても全部足しこんで、今回、総事業費としております。が年効果額でございます。この表が年効果額の総括表です。この事業につきましても、先ほどの池と同じように維持管理節減効果と災害防止効果でございまして、維持管理節減効果は変わりませんので、同額となっております。

この災害防止効果を簡単に説明します。これはその表でございまして、主に作付面積の減少と単価の減少により、想定被害額が減少します。この合計額は数年間に起こる被害を想定しておりますので、この額から年被害軽減額を算定します。次の表のようになります。先ほどの想定被害額に還元率をかけたものが年被害軽減額となります。この額と維持管理節減効果額を加えたものが、年効果総額となります。この結果、効果は減少しておりますが、1 以上となりまして直接効果を発揮しているものと判断しました。

営農の状況で葎ヶ須の付近の水田ですな。これが有名な長島の一つの売りであります、なばなの作付けの状況でございます。それから、もう1つの売りでございます、ハウス栽培のトマトです。桃太郎というブランドで、一時はかなり市場で優先度が高かったようでございます。

次に、効果の検証といたしましてアンケート結果からやります。被害額、報告は今のところほぼございません。定量化できない項目といたしましては、大雨時でも安全、安心になったよという報告をたくさんいただきました。

管理の状況といたしましては、排水施設は土地改良区により良好に管理されております。また、集中管理システムの導入により、常時の排水管理の省力化が図られまして、夜間の降雨時でも操作が非常に効果的に行われております。

次に、間接的効果でございますが、アンケート記述からでございますが、やはりゴミが減ったという回答と、増えて困ると両方ございまして、どうかなというところでございます。

次に環境的なものでございますが、これも古い事業でございますが、事業着手当時は動植物の調査は行っておりません。概ね影響が無かったとの回答をいただいておりますが、ちょっと悪くなったと違うかという回答も10件ほどいただいております。また詳しく行いたいと思います。

社会的情勢の変化でございますが、たくさん大きな変化ございまして、平成16年には合併して桑名市になりましたし、湾岸道路も開通しましたし、宅地化が進行してまして。また、レジャー施設も長島温泉プラスなばなの里とか、その他色々な施設が拡大しております。地盤沈下につきましては、若干沈下しておるようでございます。

こちらはアンケートの調査結果です。周辺の4地区の197戸に配布しまして、こちらはお陰様で167戸から回答がございました。農家が約2割、非農家が8割でございます。まず、認知度でございますが、これは高うございます。施設の認知度を実施してみたんですが、大体皆さんよくご存知であるということでございます。非常に排水に対してはナーバスなところでございまして、関心も高うございまして、次に、最近5ヶ年間の冠水被害をお尋ねしましたところ、やはり2軒冠水があったということでございます。農業施設等はございましたが、1戸の方だけ、平成14年に大根が被害に遭うたよというご回答がございました。次に8問目で農業面での効果でございますが、これは9割の方が、分からない、無回答でございまして、概ね良くなったということでございます。農業面はあんまり効果無かったのかなと思います。次に問9で住居の被害をお尋ねしましたら、やっぱり1軒の方からいただきましたが、住居じゃなくて農道が沈むようになったと。水に沈むようになったという、これも東海豪雨のときに沈んだよということがございまして、次に、10番で湛水防除事業によって、農業以外に何かええことはありましたかという、やっぱり排水は良くなった、安心感が増したと。台風時でも古いポンプやると、ピクピクしとったんですけども、もう止まらなくなって良かったというのがございました。やっぱり上げ潮のときに排水すると、船溜に、ゲートを閉めないときですけども、逆流して来るで困るよとか、

色んなその他、水質が悪くなったということがございます。次に周辺の自然とか生活環境でございますが、特に8割以上の方は影響は無かった、ないし分からないということでございますし、ここも美しくなった、水がきれいになったというのもあれば、逆に魚が釣れやんようになった、浄化作用が全て失ったとか、色んなご意見がございました。では、その他意見でございますが、やはり安心感が増えたとか、やはりこの排水については非常に、くどいようですが、ナーバスな地域でございますして、皆様のご信頼をいただいているのかなというふうに考えております。次に、今度はマイナスのほうなんですけど、やはりこの中で色々ご意見いただいておりますが、一番私ども注目しておりますのが、音がやかましい、一番初めにございますね。どうしても大雨のときなんか、台風が来ますと、グァーとここ全開でかけますもので、その音が近隣の隣りに住んでみえる方がやかましいということでございまして、これは何らかの形で今後、対応を検討すべきかなというふうに考えております。まとめますと、こういうものでございます。

今後の課題といたしましては、去年の8月ですけども、設計基準を上回る劇的な集中豪雨が多くなってきました。ですから、今後そういうものも勘案して事業計画を立てる必要があるのかなと思います。もう1つは、排水機場周辺の影響、特に私はこの騒音問題を非常に重要視しておりますので、今後、景観とか生態系も勿論でございますが、やはり音というのは非常に重要な問題でございますもので、想定して配慮を行うべきかなというふうに考えております。これも含めて周辺の方と事前の説明、意見交換、今までもやっておりますけど、より一層のそういうものを進めたいなというふうに考えております。

事業の評価でございますが、先ほど委員のほうからご質問ございましたように、アンケートを取る際に、やはり評価の公表を行うホームページをここでやりますよと、ちゃんとやるとか、意見や要望については地元の市町とか、勿論住民の方も含めてフィードバックするように努めたいというふうに考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

(委員長)

はい、ありがとうございました。どなたか委員の方、ただ今の件につきましてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。委員。

(委員)

すいません、ちょっとお聞きしたいんですけども、スライドの29枚目なんですけど、アンケートのところ、水田が乾くようになり、転作などがしやすくなったということは、逆に言うと、水稲耕作をしている人にとっては、水田に水が溜まりづらくなって、水稲耕作はしづらくなったということになるんですか。

(農業基盤室長)

そうですね、色んな面があるんですけど。まずは例えば小麦、大豆とかそういうものを作る場合、年に1回ボコッと水が浸いてしまったら、それで全て収量がなくなります。ですから、その危険性は確実に減りました。というのが1点と、もう1つは常時の普通の、ここマイナス地帯ですから地下水位が高いので、ちょっと穴掘ると、直ぐ水吹いて来るとこなんです。ですから、そのポンプの運用管理によって地下水位を下げること、そういう水を嫌う転作作物が可能になったという2つの面があると思ってます。

(委員)

分かりました。それで続けて質問ご説明させていただきたいんですが、今度スライドの16枚目なんですが、先ほどの質問と被ってくるんですけども、先ほどの1番のほうですと、想定というのが付いてなかったのが、現時点なのかなというふうに考えたんですが、こちらのほうは想定被害軽減額算出表と付いてたので、平成20年度現時点って書いてあっても、これも想定で算出してるということですよ。

(農業基盤室長)

すいません。この地域はたまたま受益地が集中管理システムの関係で、町全体になりましたもので、町全体ですと統計ございましたもので、これはたまたま既存のデータを利用していただきまして、現時点に置き換えさせていただきました。

(委員)

これは題目のほうは想定と書いてあるけれども、想定ではなくて、実際の。

(農業基盤室長)

作物についての種類と面積につきましては、実態をたまたま反映しております。

(委員)

分かりました。そうしますと、これも今後の話になってくるんですけども、先ほどハウス栽培のトマトとかありましたよね。今後、また大きく転作ですとか休耕田も増えてくると思うのですけれども、そのときに水田のままですと、例えば刈取りの終わった後の水田というのは、洪水が起こったときに遊水池的に使えるので被害はないと思います。逆にハウスのトマト栽培ですと、四季を通じて栽培ができてしまうので、被害の想定というのは増えてくると思うんですね。その辺で将来的なハウス栽培が増えるのかどうかとか、そういう把握というのはある程度されてるのでしょうか。

(農業基盤室長)

この想定で作付面積は夏場を想定して算出させていただいております。それから、トマ

トのハウス栽培につきましては、ちょっと一時期の市場を席卷した勢いは若干失われておりまして、減少気味でございます。

(委員)

そうですか、ありがとうございます。で、これも先ほどコメントさせていただいたとおり、ここは現時点でのという話であったかと思うのですが、そういう作付けの形態がどのように変わっていくかが的確に分かっていないと、多分今後さらに排水機場を増やしたりとか、ポンプの性能を良くしようという話もあると思いますので、今後も逐次モニタリングしながら、適切な対応をしていっていただきたいというふうに思います。

あと、8ページのところで、アンケートの調査結果のQ11番で、地下水質が悪くなったというのがコメントで書かれてるのですが、排水機でポンプアップして、地下水のほうも循環させると、逆に循環が良くなって、地下水質は良くなるんじゃないかなと思ったのですが、実際に地下水質が悪くなった場所というのが存在したんですか。

(農業基盤室長)

詳しくは追及してないですけど、ちょっと私も考えにくい状況で、あえて推定しますとなれば、地区内の地下水位が低下したために、外からの、いわゆる川からの浸透してくる、どうしても浸透量が多くなりますよね。そうすると、外からの、この辺は河口0m地帯ですから、塩分濃度が上がってきますよね。そんな形で、塩分濃度ということは想定されるのですが、他、以外はちょっと私も考えられにくいんですが。

(委員)

なるほど分かりました。その辺も含めてしっかりとモニタリングしていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

(委員長)

委員、お願いします。

(委員)

この排水機場というのは一番高いところの部屋というか、何人か行けるとこなんです、広いんですか、狭いんですか。というのは、伊勢湾台風から今年で50年です。ここの地域というのは全滅されたところですやん。見てみると、横、小さい低い家もある。そしたら、この人たちがもしここへ上がらせてもらえることができるんやったら、命拾いできるのやったら、入れるとこなのか。いや一切ノーって言うのか。その点を伺いたい。

(農業基盤室長)

お答えします。ポンプ場の高さの決定と申しますのは、過去の湛水、洪水位が一番高いところよりも高い位置にポンプというか、電気機械は設定してあります。ただ、伊勢湾台風というのは堤防切れてしまいましたもんですから、そうなりますと、実は今この田んぼが大体平均でマイナス1mぐらいなんですよ、海面下。このときの長良川の本場にピークのひどいときになりますと、プラス6mぐらいまでいくんです。ほんともうどうしても全部ブクブクになっちゃうんですよ。だから、あの伊勢湾台風当時よりさらに地盤沈下が1m50cmも2mもし、長良川、木曾川の上流の開発によりまして、さらにピークの河川水位も上がっています。ですから、もう何ともなりません。もし切れた場合は、ですから、国交省から県の土木も一緒に堤防の補強とか、耐震構造はやってます。ですから、あくまで堤防が切れない中の過去の一番水が浸いたところより高い位置にセットするという計算にできないと、もうちょっとあれを想定しちゃいますと、もう本当に山をひと山造らんなんようになってしまうもので。それでご勘弁いただいております。今のところ。

(委員の発言)

入れてもらうことはできるんですか。

(農業基盤室長)

それは勿論。地元の方でしたらね。ただ、容量的に限られてますから、避難所ではございませんもので。この部屋よりは大きいです。ただ、やはり大きな機械類がたくさんございいますもので、やかましいですね。ガァーッと音立てますからね。やっぱり私最後のほうで、今後の課題に申し上げましたけども。こんなこと当たり前なんですけど、昔はエンジンの音聞いてると、安心してるといふ周りの方がおみえになったんですよ、台風でも。ところが最近はやっと意識も変わってきまして、やかましいという非常にお声が、ここだけじゃなくて、周辺の機場でも増えてますもので、これは抜本的な対策をせないかなというふうに考えてます。

(委員)

それはな、不思議とやかまして、災害が来たら、それはオッケーになるんですわ。何でもそうなん。今無いんで、やかましいとか何とか言うてんねんけど、いや、やかまして構へんかったんや。あれはやっぱり助けてもろたんやて、私はなる、いつでもそうなん、そんなもんやなとは思いますが。もし、ここ入ってもいいんやったら、やっぱり地域の人たちが、ここ入らせてもらえるよっていうような気持が皆分かってるんやったら、きっとありがたいかなと思いましたので聞きました。ありがとう。

(委員長)

他の委員の方、何かご質問ございませんでしょうか。

委員。

(委員)

スライドの9ページの図なんですけど、この図を説明いただいたときに、長良川の排水の問題があるということだったんですが。長良川といわれると、河口堰との関係で水位が変化したということはないんですか。つまり、長良川河口堰の建設による副作用が出ているということはないんですか。それとも、それを織り込み済みで、国交省との調整の中で、この事業は行われているのかということですか。

(農業基盤室長)

河口堰の影響はございません。長良川河口、ちょっとご覧いただけますか。河口堰より下流にございますもので、河口堰の堰上がりによる影響はございません。元々ここは、もう直ぐ先っぽが河口0mですから、どっちかいうと、長良川の水位というよりは元々感潮というんですかね、海の影響のほうがはるかに大きい地域でございまして、たまたまございません。ただ、国交省とは常に協議は随時行って実施させていただいています。

(委員長)

1つお聞きしたいんですけど、ここの地域を湛水防除事業として農水商工部がされてるのは、ここの地域が都市計画上、ここが農地であるということですよ。この事業もお金は農林水産省から出てるんですね。

で、ちょっと不思議に思ったのは、さっきの非農家というのが半分超えてるくらいですよ。だから、将来的にここが農地でなくなると、全て国のほうから担当されるところがガラッと変わるということですよ。それはしょうがないことだと思うんですけども。恐らくこちら半分の、こちら側に座っている委員の方は、委員は別として、皆さんあんまり行政のこと、私も含めて存じ上げませんで、勝手なことばかり言いますけれども。実際、行政に携わってないと、やはり縦割りが非常に違和感があるというのも多分ご理解いただけたと思いますけれど、そのあたりのところ、多分農水商工部にこうしてくださいという言い方をしても、直ぐにできることとできんことがあり、県にしたって国がそもそも分かっているんやからという話になると思うんですけども。特に防災の場合、先ほど委員からもありましたけれど、何かと連携して、いわゆる国土交通省がやられる分野と、実際これ、殆ど内水氾濫の対策を国土交通省がやられるんと、内容的には同じことなんで、そのあたり、できる範囲でうまいことやっていただければと思います。特に事業採択の要件で、さっきも防災ダムの所で見えたんですけど、農業以外の効果が50%以上あると認めないという、ある意味当然ではあるけど、何でこんな、こういうこと書くから、逆にB/Cのときに極力算定されないのも非常によく分かるんですけども。そのあたり、額面上はそうなんだけれども、実際のところは国民の命守るのは同じことなんで、そのあたり、頭の中に入

れてうまくやっていただければと。当然やってらっしゃるんだろうけれども、そう強く思います。

(農業基盤室長)

例えばこの地域、同じ浸水地域なんですけども、国交省のポンプもございます。それら全て総合的にその能力を分析して計画して、こういうふうな機場計画ということで、決して数字上も独立したバラバラの計画ではありません。それはちゃんと調整はしております。

あと、後半のことにつきましては、ちょっと私からコメントは差し控えさせていただきます。

(委員長)

そうしたら、特に他無いようでしたら、時間のこともございますので、502番はこれで一旦打ち切らせていただきまして、ほ場整備事業 503番のほうに移りたいと思います。長時間にわたっていますので、他の委員の方も随時適当に席を立たれたらと思います。

(農業基盤室長)

次に 503番、ほ場整備事業機殿地区につきまして、引き続き岩崎のほうから説明させていただきます。この事業の機殿地区につきましては、平成2年度から事業に着手し、これも平成14年度に完成しております。同様に完了後5ヶ年の期間が経過したことから、アンケート等を行いまして、効果の検証と今後の課題について検討いたしました。また、ご審議よろしくお願いいいたします。

それでは資料に基づき説明をさせていただきます。場所は、当地区は南のほう、松阪市でございまして、国道23号と近鉄山田線の間位置し、この図面上、左右は櫛田川と菰川に囲まれた非常に肥沃な平坦地で、松阪市の穀倉地帯にございます。

次に、事業の目的について簡単に説明させていただきます。過去のほ場整備事業と同じなんですけども、狭小な農地を1haから30aの区画整理に大きくし、その他、農道や用水路、排水路などを整備することによって、大型機械を導入し農作業を効率化します。また、農地を乾田化して、米以外の多様な作物ができるような条件を整えるということです。特にこの地区におきましては、用水路も全てパイプライン化に行いまして、施設の維持管理の労力を省力化するということがございます。このことによりまして、農地の集団化と汎用化を図りまして、安定した農業経営を実現することが事業の目的でございます。農業経営の安定のためには、米、麦、大豆など需要に合った生産を行わなければならないということで、例えば、三重県では2年3作、1年目に米を作って、その裏作に小麦と大豆を作るというローテーションを今普及しておりまして、そのための基礎的な状況の整備だという位置付けもございます。水田農業の経営の安定には、水田農業と申しますか、言い換えれば土地利用型の農業ですね。ハウスとかそういう野菜ではなくて、大きな広い土地を利

用した土地利用型の農業におきましては、米以外のいろんな多様な作付け、消費者の需要に合った生産を進めることが不可欠になっております。このため、ほ場整備事業によりまして、水田の、先ほどもありました地下水位を低下させ、乾田化、汎用化し、特に水気を嫌います麦とか大豆などの畑作物ができるような農地に整備するというところでございます。当地区のこれは整備前の航空写真でございまして、あんまり見にくいかもしれませんが、赤線で事業区域を示しております。青枠の部分を拡大しますと、このとおりで、狭小で不整形な農地でした。道路は狭くてグニャグニャ曲がっておりまして、水路も同様でございます。水路は特に排水、用水兼用の土の水路でした。大変水捌けが悪く、湿田が広がっており、このような状況でございました。

それでは、整備の内容についてでございますが、区画整理は一つの田んぼの面積が1ha、100m×100mと、それから100m×30m、30aの区画を標準としまして、約160haを整備しました。道路は幹線道路で幅6m、支線で4mとしまして約17kmを整備しました。用水路は幹線は1.4mから2mの、これはオープン水路でございますが、その支線をパイプライン化して、総延長25.6kmを整備しました。排水路はそれに応じましてプレハブ水路でございまして、総延長16.6kmを整備しました。また、併せて近代化施設用地の整備を行いまして、これは多目的の育苗センター1箇所と、その農村の集落の利便性のための農業集落用道路を2.2km併せて整備しております。この航空写真が、完了いたしました平成12年に撮影した航空写真です。大体ほぼ目的どおりの整備が完了したかなと感じております。この営農の状況はこのようにございまして、整備前とは似ても似つかないような非常に近代的な営農が行われておりまして、また、ここにありますように無人ヘリコプターにより、一斉防除とか、乗用機械による防除も行われておりまして、新しい営農技術が着々と導入されているところでございます。水田が乾田化されまして、転作作物として小麦の他、大豆や蕎麦が作付けできるようになり、また、当地域ではイチゴの栽培が結構、私も当初予想どおりに育ってきたところでございます。

次に、農地の集積状況でございますが、黄色は小麦、それから緑は水稻、米の水稻状況でございまして、農地の集積というと分かりにくいんですけど、個々の小さな農家から営農組合とか、大手の個人でもすごく大きなことをやってみえる担い手農家などの経営体に、農作業の受託とか委託を進めることとなります。この機殿地区では平成6年に機殿営農組合が設立されまして、この組合を中心に農地の受委託を調整し作付計画を立てて、2名の担い手の方が大規模な農業を行っております。このグラフがその担い手なり、営農組合への集まりの推移です。事業開始のとき、そういう営農組合への集積は約6haで、わずか水田面積の3%でした。それが平成19年度になりますと、約80ha、48.5%、約半分ですが、営農組合への集積ができました。残る50%ぐらいはまだ個々の農家の方が営農を継続してみえますが、また後で申し上げますアンケート結果から、やはり将来的にはもっと担い手への集積が進むものと考えております。

次に、費用対効果について説明させていただきます。これも計画と現時点の比較でござ

います。事業費については最終総事業費が約 30 億円、現地の精査によりまして計画時より約 2 億 5,000 万円増額してます。年効果額の内訳ですが、作物生産効果につきましては、小麦の作付面積が計画時より 1.6 倍、大豆につきましても 1.6 倍増加しました。それぞれの年効果額が増加しましたが、逆にその分、水田の作付面積が減少しました。また、インゲンとかレタス、この野菜の作付けを計画していたのですが、これができませんでしたことから、全体の年効果額がやや減少してます。次に営農経費節減効果は、麦とか大豆の作付面積が同じように水稲が減ったため、これもやや減少してます。維持管理節減効果におきましては、用水路や排水路など新たな施設を造成したことによりまして、維持管理費を計上しておりましたが、これに加えて営農組合による転作の集団化が行われまして、効率的な用水の配水が行われました。このため、ポンプの電気代とか管理費が節減しましたため、効果額が増大しています。更新効果と申しますのは、用水路などの整備によりまして、それらの機能が減衰、喪失することなく継続発揮される効果で、精査の結果、約 113 万円ほどでございます。もう少し続きますが、非農用地創設効果というのは換地、土地を交換して集落のための農業集落道路などの用地を合理的、経済的に取得できる効果で、換地にかかる費用が若干増加したことから、36 万円ほど減額して 118 万円となっております。安全性向上効果は、危険な箇所にガードレール等を設置して、安全を確保する効果で、若干ガードレールが延長が増えましたことから、52 万円ほど増額しております。地積確定効果は、事業の実施によりまして地積が明確になる効果、なかなか昔の公図というのは誤差も大きいものでしたが、今回これできちっと確定測量の結果、地区面積が約 3.8 ha も増加したものの、今度は現地の評価単価が減りましたもので、55 万円減額となっております。以上、年総効果額から妥当投資額を算出しますと、計画が約 41 億円、現在は 40 億 4,000 万円余となっております、投資効率は計画が 1.49、現在は 1.35 となっております。

次にアンケート調査の結果でございますが、受益地の集落 204 戸に実施しました。回答が 135 戸で 66%、まずまずのご回答をいただきました。特に委託の状況でございますが、全て委託の作業、一部委託を合わせて 45%、大体半分ほど委託が進んでおります。次に事業面における農業面の効果でございますが、これは予想通り非常に維持管理がいいとか、作業が楽になったということでございます。次に、農業以外の効果でございますが、やはりこれも 87%の方が効果があったと評価しておりまして、道路の通行とか地域の水捌けが非常に、農業ばかりじゃなくして、生活環境の改善にも効果があったかなというふうに喜んでいただいております。環境でございますが、特に動植物については減ったということで、特に昆虫とか魚類が減ったという意見がございました。水質につきましては評価が分かれております。景観につきましても、良くなったが 57%の方いただいているんですけども、やっぱり木陰が無くなって昔の面影が失われたというご意見もございまして、私ども注目させていただいております。農地や設備の管理状況でございますが、これはよく管理されているが半分、まだまだあまりあかんやないかという方が 24%と、4 分の 1 おみえになりますもので、まだまだもう一息かなというふうに考え

ております。私ども心配しておりました今後の農業についてでございますが、先ほども傾向があったと思うんですけれども、自分たちができるまではとか、将来は管理する、委託するとかそんなものを合せますと、やはりかなりの高率で受委託を進めるような体制を構築しないと、将来的に大変なことになるのではないかなというふうに考えておりました、やはり受委託体制の取組を整備をさらに進めていかないかんとというふうに考えております。

次にアンケート、自由なご意見も書いていただきまして、まずいいことにつきましては、環境美化活動やボランティア活動がうまく行きましたということもありますし、しかしやっぱりちゃんと十分話し合いしてよとか、自然環境とか景観にも配慮せないかんよという、大体これも予想通りのご意見でございました。次、ちょっと飛ばしてもらいまして、これ農地・水・環境保全向上活動、先ほどちょっと説明させていただきましたもんで飛ばさせていただきます。これが平成20年の8月に行われました環境調査でございます、ここもやはりメダカやドジョウ、タナゴなど、やはり色んなものの水生昆虫の生息、魚類とかも確認しまして、やはりアンケート調査からも減ったと、動植物が減ったやないかというご回答が60%もありますので、今後はもう少し、今はやってますけれども、環境面への配慮を進めているところでございます。

今後の総括といたしまして、課題と対応方針でございますが、やはり今年びっくりいたしました世界的な食糧自給が急に逼迫しまして、価格が上がる、そこで当然のことながら国内の食料自給率の低下が問題になっております。また、それと並行するような形で偽装問題とか中国産の食料云々で、食の安全安心に対する消費者ニーズが高まっておりまして、これらの社会的な背景を踏まえて、私どもハード面につきましても、ソフトと一緒にやって事業実施する必要があるというふうに考えております。

もう少し具体的に申し上げますと、今後、生産基盤の整備においては、ハードだけを行うだけじゃなくって、もう少し細かい話になりますが、これも今隠れた私危機だと考えているんですが、水資源が非常に逼迫しております。こういう水資源の効率的な活用とか、管理自体の省力化にもつながりますパイプライン化というのは、全てのベースになる水という観点から見て大事じゃないかなというふうに考えております。もう1つは、縦割りじゃなくて、たとえば普及サイド、それから市町村サイドの方と一緒に、ここでも進めております営農組合とか担い手農家への農地の集積して、足腰の強い生産組織を作っていく必要があるということでございます。3番目が、これもくどいですが、自然環境と調和した整備というのを、これも地域の合意ですよね、整備をするだけじゃなくて、その後の維持管理につきましても、農家、非農家も一緒になったそういう景観や環境に配慮した事業を進めていく、この3本柱で進めていく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。以上が大体私ども今後進めていきたい基本的な方向でございます。

以上で説明を終らせていただきます。ありがとうございました。

(委員長)

はい、ありがとうございました。本件につきまして、委員の皆さん、この評価が妥当であるかどうか、また、評価の妥当性について何かご質問ございませんでしょうか。コメント等でも結構です。

委員。

(委員)

鎮守の森として確か機殿神社というのがありますね。あそこに例えば希少鳥類とか、そういうふうなものの調査とかいうのは、今、魚類とかいうのは調べられたんですが、そういうふうなものの調査というのはどうされたんですか。

(農業基盤室長)

一応今回行ったのは水路、水中の生き物だけで調査しました。計画当時はされておられません。

(委員)

最近、その神社の前で小麦が作られたというところで、ヘリコプターで防除しとるのが出てましたが、そういう神社に対しての影響とかいうのはどうなんですかね。要するに今の消毒薬というんですかね。

(農業基盤室長)

今のところ、そういうご意見はいただいてないです。現在の事業では、まず概略調査を行い、対策を立て、それを元に計画を立てて国の採択をする。そこでまた、さらに詳細調査を行うという形で、外部委員の方もお願いしながら、専門的なそういう環境アドバイザー委員会というのを立ち上げまして、継続的な検討を進めております。

(委員)

それからもう一つ、そのパイプライン化というんですね、それは1枚1枚の田んぼに対して、蛇口をひねれば水が来るというようなものなんですか。

(農業基盤室長)

1枚1枚の田んぼとはちょっと後半違うんです。1枚1枚の田んぼに対して、蛇口をひねらなくても、水洗トイレの現象と一緒に、水が減っていけば浮きが沈んでって、パカッと開いて水が出るという自動給水栓を採用してます。

(委員)

あと受益者の負担割合というのは大体どのぐらいなんですか。

(農業基盤室長)

一般論申し上げますと、このほ場整備事業は国が 50%、県が 27.5%、残り 22.5%が市町村と地元なんです。ですから、この辺の各市とか町の負担によって、農家の方の負担は変わってきます。因みに、この機殿地区では、当時の松阪市は 7.5%を負担していただきました。ですから、地元は 15%負担になります。その内、こういう利用集積を条件付けられた事業ですから、その 15%の内、10%につきましては、無利子融資を受けることができます。国のほうから融資ですけれども、そんな事業制度でございました。

(委員)

大体 10 年ぐらいの金利を負担するわけですか。

(農業基盤室長)

残り、ですから、総事業費の 5%ですね、この例でいきますと、15%のお金に対して、金利は負担していただきます。残りは全部無税になります。この償還につきましても、間違っていたらご免なさい。3年か5年据え置きで最長 20 年ぐらいまでで償還が可能だというふうに考えております。

(委員)

ぜひ機殿神社、貴重な社ですもんで残していただきたいと思いますので、それだけお願いしたいと思います。ありがとうございました。

(委員長)

他の委員の方、何かございませんでしょうか。

委員。

(委員)

どこかの部分ではほ場整備をした地区の中で、耕作放棄地が出てるという説明を受けたような気がしたんですけども。

(農業基盤室長)

この地区についてはございません。無いです。担い手への集積は 48.5%になります。

(委員)

48.5、この表のとおりになってるんですね。これがもう少し増えてくたろうと。

(農業基盤室長)

アンケート結果を見ますと、やっぱり私の身体のできる内はやるけれども、その内、もう子供がやってもらえるところもあれば、子どもはやってもらえんかも分かんかと、非常に不安を抱いてみえる方がおみえになります。その方々をいかにして安心して集積していくかというのは、これからの課題だというふうに考えております。

(委員)

前、この事業地域の別のところの事業説明のときに、三重県の農業自給率のほう聞いたら、42%ということを手ラッとお聞きした覚えあるんですけども。50%とか国から多分指導が出てきてると思うんですけどね、農業生産自給率の部分で。こういうふうなほ場整備とかは、これからも、個人的にお聞きしたかったんで、この事業だけじゃなくて、どんどん整備を進めていくということになるんでしょうか。

(農業基盤室長)

もう三重県の予定する、今後、ほ場整備を進めていく、計画の 83%がもう整備済みなんです。ですから、私個人的にはもうほ場整備は終わった事業と考えています。ですから、今後、最後の方針に書かせていただきましたように、もう既に面工事は、こういう面をほ場は大きくし尽くしたと。今後は、ですから、書いてますように、私は、これも個人の意見が多いんですけど、水資源というのは今後必ず危機が来ると考えています。ですから、パイプライン化、それから農地集積、それから環境配慮という形で、もう面工事じゃなくて、そっちのほうに、過去に例えばほ場整備やったところがU字溝で水が流れています。それは非常にロスが多いし、水漏れもあります。管理も大変です。ですから、そういうものをパイプライン化を推進しながら、それをてこに農地の集積とか、環境配慮とか、そういうものを進めていきたいなというふうに考えております。

(委員)

はい、分かりました。ただ、それが後継者の対策とか、そういう物に繋がっていただければいいなというふうに私も期待をして、質問も終わりたいと思うんですけども。とにかくこういうほ場整備はこれで終わりやと、三重県は。ただ、83.4%まで進んでいるという中で、全ての農業生産自給率が国の目標数値に達していくのかどうかというのがちょっと不安なものがあるので、それを少し説明していただければよかったかなというふうに思いました。以上です。

(委員長)

他のどなたかいらっしゃいますか。委員。

(委員)

こういう事業って本当にすばらしいと思うんです。課題となっているのは、これって、個人の償還金で必ず戻って来ております。滞納者っていらっしゃるいませんか。これ結構土地をたくさん持っておられる方というのは、すごく負担なんです。米は安い。でも今、大豆等なんかは転作の補助は出ていますが、そういうのが無くなった。このまま米が上がらない。償還金は要る。これ経常経理費も分担金に加えていると思うんですね。そういうことがきちっとできるような農業経営状態に持っていくようにアドバイスも必要ですし、個々の農家も自分たちが一層努力していかなければならないことだと思うんです。この補助っていうのもいつまで当てにできるものかということも、毎年の国の方針でコロコロ変わっておりますので、農家が生き残っていくためには、本当の最低限の維持の単価を自分たちでギリギリの線まで把握して、補助がなくなったときのことと考えての指導や、自分たちの考えも10年先、20年先を見据えたら、考えていく重大なことだと思うんです。

これ自分ができなくなるまではしたいという方が、今現在、何歳ぐらいの年齢なのか。この方たちが65歳、75歳の方だったら、できる年数というのはしれております。今はどうですか、集落営農が推進されているんですが、お金の計算とかそういうことになってきたら、本当に末端では揉めてることが多いです。そういうことをスムーズにやっていったらどうすればいいか。そういう人がスムーズに行けば、こういう放棄地や、将来できるかどうか分からないという人から委託を受ける。そういう上手にしていけるには、今時点よりも10年先、20年先を見据えた考えがもっとも重要だと思いますので、今はいいんやど、いいんやどってということよりも、そういう先々の指導や考えをみんなとしていくのが重要だなと思いましたが、よろしくお願いします。

(農業基盤室長)

ちょっとお答えになるかどうか分かりませんが、ご意見伺いまして、ここは償還金の未納は多分、ここに限って言えば無いと思います。全県内に見れば、ちょくちょくとは申しませんが、発生しているところもございます。でも、私ども中身を分析しますと、むしろ営農に関する経営の困難化というよりは、未納の方の原因は感情的なものが多いというふうに理解してます。はっきり言って役員と仲が悪いとか、そういう方が多数を占めているのは現状でございます。

後半でございますが、確かに大変なことをございまして、このアンケート、自分たちが続けたいかと、大体平均しますと、後10年ぐらいというふうにお考えになっておるようでございます。後10年間は何とか自分たちでやってこう。多少格差はございますけども。ですから、少なくとも10年先ではあきませんもので、ここ5年から6年以内に何らかのそういう、今、ご指摘いただいたような形でやってかないかと考えてます。

最後のほう、もう少し大きな話なんですけれども、補助金の問題ですよね。私、個人的にも補助金ないと多分、米は無いからいいんですけど、麦とか大豆、その他含めまして、

補助金なけりゃ無理ですわ、はっきり申し上げて。国際価格に対抗できないと思ってます。でも、今の補助金体制なり、その前後の多少増減するとは思いますが、今の補助金体制が続いた中でも、僕は非常に苦しくなってくると思ってます。自由化WTOとか、ああいうものが続きますと、日本の農業って本当に苦しくなるとおもってます。いくらがんばっても、これ以上、補助金もそんな大幅増額できないでしょう。それから、これ以上、ほ場整備やってかなりコスト下がりますけども、やはり元の労働単価が違いますから、外国産に比べて対抗していくというのは、前もここで話したような記憶ございますが、非常に苦しくなってくると思ってます。

私ども部全体でも色々検討進めてまして、その中で、やはり国産の農産物という新たな価値を作ろう。それは何だということになりますと、やはり安全・安心。そして、その生産する過程において、加工する過程において、人と自然にやさしいというキャッチフレーズのもとで、多少外国産よりは補助金をいただければ何とか対抗できる。ちょっと高いですけどねっていう、そういう付加価値を付けて、日本とはそんな私大きなことは申しませんが、せめて三重県の農業を進めていけば、まだまだ私はできるとおもっています。そのためには、こういう集約化、それから、その過程において環境、生態系、景観にも配慮した、それも含めて人と自然にやさしい農業、農法というのを確立していく必要があるんじゃないかなと考えております。ただ、広い田んぼ作って、さあやっちゃええわと、そんなもんで解決するとは私も、委員おっしゃるように考えておりません。ですから、この中でまだ実際人と自然にやさしい、そして安全な三重県農業というのは格好いいんですけど、具体的には大変な、しかも根気の要る、何年にもわたってやっていく必要があると。もう全く同感でございます。がんばっていききたいというふうに考えてます。少しずつ具体的に、ちょっと今私、農地・水・環境保全の説明のとき、飛ばしましたけども、ああいう形で色々な形の中で意識を変えて、僕も変えやないかんと思ってますけども、がんばっていききたいと考えてます。答えにならんと思います。その中で、先ほど委員からも言われました、結果として50%になったらええし、48%でも私はええと思ってます。あくまで自給率向上を目指すんじゃなくて、そういう過程を十分質を考えながら、結果としていい数値になれば、なるようにがんばりたいというふうに考えてます。

(委員)

ありがとうございました。そうです。衣食住とありまして、食が無いと、服も車も道も無くても人間は生きていけるけれども、食が無いと人間って生きていけないですよ。それほど食は大事なんですけれども。本当にさっき言われた環境面も、神社に希少鳥類が住んでいるのであれば、その餌、きっとネズミやヘビだけでなしに、魚なんかも獲るかも分からないですから、そういうことを考えたのが、人間が生きていく上での本当の環境の問題だと思います。

それと、岐阜県や愛知県に比べたら、農業って三重県はちょっとやっぱり遅れてるとい

うか、技術的にも予算的にも、県自体が広くて湾岸事業とかそういうところに経費もかかりますが、農業にいただいている予算って、他の県に比べたら、近辺に比べたら、なんか少ないように思うし、そういう技術的な指導面においても、愛知や岐阜に比べたら、やっぱりちょっと劣ってるかなと思いますので、もっと県自体で農業を本当に元気になるような、本当に指導をしていかななくてはならないということを考えていただいて、農業にももうちょっとぐっと寄ってもらえるような、そういう農政になるように、知事や副知事によろしく言っただけです。

(農業基盤室長)

事務局、よろしくお願いします。頑張ります。

ただ、ちょっと委員がおっしゃったのに共通するかも分かりません。例えば農業法人なんていうのは、この不景気の中、結構新採の職員採ってるんですね。去年の末に知事が言い出して、各管理職員で1,000社回って来いと。内定取り消し止めてくださいとか、雇用拡大してくださいって回っていて僕も行ったんですけど、たまたま私、伊賀の(企業名)へお邪魔して、お話しをしていたんですけども、11人、だから三重県の新採の全員、今日の新聞あそこなんですよ。(企業名)は新採を採る。パートも採るということで、なぜそんなに採れるんですか、やはり不景気だから、(企業名)ともいえ、下がってるでしょう、売上がですけども、聞いたら、そうじゃないと言うんですわ。去年の中国産の問題とか色々な安全・安心の問題で、やっぱり(企業名)が見直されて売上増えてると言うんですよね。それは安全安心というキーワードから、多分みんな買っていかれると言うんです。ですから、結構一つのキーワードには大きな三重県の農業ですよ。(企業名)が全てじゃないですけども、そういう一つのキーワードかなと、私実感としても今感じております。また、知事にも何かの折を見つけて事務局なりに、また僕も頑張ります。

(委員)

コメントになりますけども、最後のスライドの先ほどからのお話を聞いてまして、この対応方針についてです。例えばこのほ場整備で、先ほど(企業名)の話も出ましたけども、今ブランドとしてこの地域でよく出てくる「嬉野豆腐」といわれるのは、あれは嬉野のほ場整備によって大豆の栽培が増加した結果、一つのブランドとして嬉野豆腐ができたと考えられます。ある意味、それはほ場整備の成果だというふうに考えられると思うんですね。先ほどから言われるように、対応方針の中に例えばそういった農業生産基盤が整備されたら、たくさん作られた、いい物ができるようになった、そのときに新たな新商品開発なり、新しい市場の創設みたいなものができてくるんじゃないのかなと思います。その部分がここに入っていたほうが、先ほどから言われる想いというのが出てくるんじゃないのかなという感じだったので、コメントさせていただきます。

(農業基盤室長)

欠けてました。気持は同じでございます。おっしゃるとおりでございます。

(委員長)

先に委員から。

(委員)

今回のほ場整備なんかは、特に後継者を作っていこうというのが目的の一つでもあると思うんですけども、今回、このアンケートに答えていただいているのは、どちらかというと、高齢でずっとそれを整備がされてないときからやって、整備されてからも続けているという、私たちの父親母親世代だと思うんですね。で、この整備をされてから、このアンケートの回答にもありますように息子が継ぐというところがありますけど、これは確実に、継いでほしいと思っているのか、本当に継ぐのかちょっと分からないですけども、ぜひこれ、後継者の人へのアンケートというのを取って見たらどうかと思いました。そうすると、なぜ継ぐ気持になったのかっていうことを分かれば、あっそういう整備をしていけば、継ぐ人が増えるのかなと思ったりなんかもありますし、実はもっと違うところで継ぐきっかけができてたかもしれないです。そういったところをもっと力を入れていけば、後継者も増えるのかなと思います。

先ほども(企業名)の話も出てましたけれども、恐らくみんなが仕事をしようと思ったときに、小さい頃から見ているのは、やっぱり憧れの仕事であったりとか、格好いい仕事であったりとか、そういったところにきっとみんな目標を持っていくと思うんですね。そのときに、父親や母親がそういった農業をしているところを如何に見て、それがいい仕事なのか、格好いい仕事なのかというのを見てきたりとかしてきたからこそ、継いでいくと思うんです。(企業名)なんかも本当に農業産業のところから、あんなちょっと行ってみればおしゃれなところに行ったと思うんですね。だから、あそこに働きたいという人も出てきてますし、私も新聞記事読みましたけれども、何日か前の新聞記事にも、国の仕事をしている人が転職して(企業名)のほうに行ったという、そういうふうなぐらいの憧れというか、目標というか、働いてみたい職場であるというのは、すごくいいことだと思うんですね。そういうような先ほど委員も言ったように、農業だけじゃなくて、その次に何かステップが行くようなきっかけというものであるとか、今までの状態で見ても、つまらないな、この仕事はって子どもが思ってしまうような農業ではだめだと思うので、そういうきっかけ作りというものも投げかけたり、作っていったほうがいいのかと思いました。ですので、ぜひその後継者になり得る人たちへのアンケート、継ぐ人だけじゃなくて、なぜ継がないのかっていうようなこととかも考えていけば、もしかすると、農業の部分だけじゃなくて、教育の部分で何かそういうきっかけが作っていけるのかもしれないです。そういうものをぜひ後継者作りをしていただけたら、10年続けられるって言ってまし

たけど、10年なんて直ぐですよ。その10年先のことを考えるのなら、もう今から考えてかないと、経ってからでは遅いと思うので、ぜひそこら辺を踏まえて、アンケートなんかも取っていただけたらなと思いました。

(農業基盤室長)

ありがとうございます。ぜひ地権者だけじゃなくって、若い人にも色々な形で分析してフォローしてくというのは必要だと思います。ぜひやらせていただきたいと考えています。

ただ、全体的にあまり後継者の方が増えると弱っちゃうんですよ。集積して、おひとりの方で20ha、30ha、50haやっていただかないと、多分経済的にペイはしないということです。ただ、やはりその人がいなくなっただめですから、ぜひ若い人の、この13%のここと言えばですね、その方の中身、それが逆に継がない人のご意見等は聞いてみたい。本当にありがとうございます。そういうようにさせていただきたいと思います。

(委員長)

委員。

(委員)

いくつか質問させていただきたいと思います。スライドの6枚目なんですけど、計画平面図で水田と畑と書いてあるんですけども、これは今イチゴですとか色々作られてるみたいなんですけども、計画段階ではあまり畑に転作というの考えなくてこういう図面になってるのか。これは計画段階の現状がこうだったということなのか、どちらなんでしょうか。

(農業基盤室長)

この計画でピンクが水田なんですけども、当初からここ3分の1か、4分の1か、転作は既にこの水田を順番にブロックローテーションというんですが、グルグル回して転作するという計画で、やはり面積的には地目としての水田は多くなっていますが、実際の作付けはもう一つどっかにあったように、非常に転作というのは進んでいます。多くなっております。

(委員)

それは現在でもそうしましたら水田の区画だったそこは、ずっと水田ではなくて、年によって畑に変えたりとかいうことをされてるといえることですか。

(農業基盤室長)

そのとおりでございます。集団転作、営農組合による集団的な転作を行っています。それで畑になっています。

(委員)

それで、スライドの4番のところに、農業経営の安定ということで水路を深く掘って地下水面を下げる。水捌けを良くするというのがあるんですが、実際、これかなり地下水面が下がって、全域が一様に水捌けはよくなったのでしょうか、これは。

(農業基盤室長)

今のところは水田が湿田だということは聞いておりませんが、前回も私何かでお話しましたけど、ひょっとしたら数年後、地下水の流れの関係で一部湿田が残る場合もあります。その場合はまた別途事業の暗渠排水等に対応させていただくというのが私どもの通常で。ちょっと地下水までは読めないところは残っています。

(委員)

そうですね。1つ気になったのが、スライドの4ページになりますが、効果がなかった理由で、畑の水捌けが良くなってないというのがあったもので、一様には地下水面が下がっていないのかなと思ったんですね。で、先ほどの話ですと、年によっては畑になったり、水田になったりということもされてるようなので、たまたまあまり排水がきちんとされていないところで畑作をしたのかなというふうにも考えたんですけども。この畑の水捌けが良くなってない地域がどこかというのは、特にどの地域だというのは把握されたりとかはしているのでしょうか。

(農業基盤室長)

ちょっと場所的にはすいません、また追ってフィードバックする意味からも追跡で調査させていただきます。

(委員)

先ほど自然にやさしいという話もあつたりですとか、水資源の効率的なというお話もありましたが、ほ場整備がどのような形でどの程度大規模にやられてるのかというのは殆ど知らないんですが、恐らく表面は平らに整備されてても、地下数mのところには昔の地質なり何なりが残ってるはずなんですね。ですから、地下水面も水路を下げただけで一律に下がるかという、多分そうでなくて、たまたまその畑のところは昔の荒廃湿地のところ当たっていて周辺の比べて水はけが悪い場合もあると思うんですね。もともとも地形で、この辺が荒廃湿地で、この辺が自然堤防とすれば、恐らく水捌けの悪いところが畑地になってるような気もするんですね。ですから、こういうことを考えるのが自然にやさしいというのは別かと思いますが、やはり地域の自然状態というのは、いくら開発してもどっかに残ってるはずで、その辺もうまく踏まえていかないと、効率的な作物の耕作とか、

あるいは効率的な水資源の利用とかということには結びついて行きづらかなという気がします。そのあたりを元々の自然の状態がどうなってるかも含めて、もう一度検討される点があれば、していただければなというふうに思いました。

(農業基盤室長)

そうします。基本的に例えばピンクの畑、イチゴかな、畑のところはやはり従前からの畑地のところ、部分に基本的にはなりません。ただ、やっぱり畑も水田と同様に集積、一つの大きな農地、ほ区っていうんですが、してしまいますから、やはりその中では、旧の水田を含む場所がございます。やはりそういうところに換地等で割り当てられた方からは、やっぱりこういう理由があるかなというふうに、これは畑の方です、この方は。ちょっとどの畑かは今特定できませんが。ですから、過去水田で畑になった場所へ割り当てられた方だというふうには聞いております。ただ、場所は特定しておりません。すいません。また、そういうことも考慮しながら、やはり昔の方の知恵というんですかね、畑はやっぱり水捌けのいいところへ皆さんどうしても作られる。便利のいいところへ作られると。そういう昔の知恵も活かしながらやりますけど、やっぱり部分的には集積、大規模化というのがございますもので、その辺を色々調整しながら、一番いいものを、委員ご指摘のようなものを作っていきたいなというふうに考えております。今後とも注意して進めてまいりたいと思っております。すいません。

(委員)

どうもありがとうございました。

(委員長)

それでは、委員、お願いいたします。

(委員)

ここだけの問題じゃないですけども、ほ場整備すると動植物が少なくなっちゃうという問題、どこでも起きますけど、さっきお話になってパイプライン化と農地の集積と環境面を配慮した整備ということが、今後の農地整備の課題だとおっしゃって、非常に動植物の生息なんかに対しては非常に矛盾するお考えだったと思うんですけどね。パイプライン化すると、水はあまり流れなくなっちゃいますし、なんか法面を草を張ったとかって書いてありましたけど。何かいい方法がないですかね。

(農業基盤室長)

確かに委員おっしゃるように、パイプライン化すれば水が流れなくなって、環境に悪くなるじゃないかと。おっしゃるとおりでございますけども、その辺は農業生産の維持、向

上とのバランスの問題になるわけなんですけども。確かにパイプライン化しますと、理論的には余剰水が一滴も無くなって、今までみたいな掛け流しがなくなるということで、水の面からはいいんですけども。じゃ、生態系をどうするかということで、この地区ではちょっと古いもんですから、現在ですと、例えばここをやる場合に、現状の生態調査は全部行います。そしてどこに、皆さんご存知の、その結果なんですけど、どこでもいるわけじゃないんです、例えばドジョウとかメダカというのは、ある程度決まったところに必ず、自然に湧水があるとか、そういうところに必ず固まっています。そういうところを見つめます。その地域へ水を回すような形の用水池確保します。地下水位を下げなきゃならないところは、もうパイプラインでバシバシに止めてしまうとか、そういうメリハリを付けて、実際みんな一様に動物はいないということが今の調査で分かってきてますから、そういうものを調査して、それを計画に反映して残すようにするという、今、手法を取らせていただいています。ですから、みんななどの水路、皆いるのかなと思って、他の地区で今生態調査やってるんですけども、それはないですね。思ったより固まってますね。この広い地区でも、こことここだけとか。実際は生き物って、そういう一番住みやすいところに住むという調査結果が出ていますから、技術的に他のほ場整備の地区で対応してますし、私はできるかなと、考えています。

それから、昔の話、この前も別のところでは話してきたんですけど、確かにほ場整備しますと、生き物ってポコって減るらしいんですよ。ただし、他の栃木県なんかの生態調査の盛んなところだと、10年ぐらいすると戻って来るといいます。生き物って結構強いもんらしいです。それに頼る気はないんですけども、結構強いもんです。ただし、元通りにはなりません。それは何が支配するかというと、水もそうなんですけど、それよりは作物の作付体系、昔は6月に田植えしとったのが、今4月、5月に田植えしますよね。真夏の暑いときに刈り取りする。そういう営農の体系のほうに適合した、うまく合わせられる生き物は戻ってくるというんですよ。今の現代の作付体制に合わない生物は戻ってこないというんです。そんなデータもいただいていますし、それらも含めながら、決してパイプラインと矛盾してない形で進めていきたいというふうに考えてます。

(委員長)

委員、よろしいでしょうか。

あと、最後に私から1つ全体的なことでお伺いしたいんですけど、まず、私、生物資源というところにおりますけど、農学は全然分からないんで、国の要するに農水省は農水省で、今後、何年間の日本の自給率とか農業状況がどう変わってというシミュレーションはちゃんと当然してて当たり前、国として当たり前やと思うんですけど、県として人口がどういうふうになって、それで楽観的でもなく悲観的でもなく、実現可能性が非常に高いレベルで、これだけほ場が減っていったとか、担い手がいなくなるとか、もしかしたら、こうやったら増えるから、これだけお金をつぎ込むとかいうシミュレーションはどこかの

部署で、結果がどうこうというよりも、まず、そういうことをやってらっしゃるんでしょうか。

(農業基盤室長)

私、口頭で概略「人と自然にやさしい三重県農業」というキャッチフレーズだけ申し上げましたが、その根拠となる分析シミュレーションは行っております。私ども、委員に入らせてもらってますけども。

(委員長)

そしたら、それによると、今やってらっしゃることが法律の枠の中で、できることとできないことあるんでしょうけど、こういうほ場整備とかも非常にそういうふうなのに効果的に働いて、要は今のお金の使い方が、そのように向かって一番最適解に近いところでやってらっしゃるといふふうに理解してよろしいんでしょうか。

(農業基盤室長)

どういう形で公表されるか、まだそこまでは詰まってません。まだ議会等と色々煮詰めとる最中なんですけど、何れか公表されると思います。その中でこういうハード事業も重要な一環として位置付けられるような形で仕組まれとるということだけは私は確認しております。

(委員長)

最後に悲観的ではないんでしょうか、この先。三重県の農業の将来は悲観的なんんでしょうか、どうでしょうか。

(農業基盤室長)

とても明るくはないです。

(委員長)

お任せしてれば、とりあえず何とかしていただけるというふうには。お答えはいいですから、期待しておりますのでよろしく願いいたします。

(委員)

農業経営指数というのが多分出てると思うんです。今、各委員がおっしゃったようなことを一通り多面的にリンクさせて、ぜひ最後の説明がもしあるんですよね、最後の3月に。そのときに、今の現状、三重県の農業県支出、稲作だけやったら稲作、米作だったら稲作でいいですけども、水稲なら水稲でいいんですけども、各分野ごとに農業経営指数という

のが中々幻の数字の世界で、中々一般の人には目に触れないような部分があると思うんですけども。その農業経営指数に合った、例えば今、委員長おっしゃったような食料自給率の達成に関しての農業経営指数、これに関して目標達成するにはどれだけの規模で、どれぐらいのことをしなければならないかとかいうシミュレーションも確か出てるはずなんで、そういうものもぜひ資料として出してほしいのと、あと、今回ちょっと気になったのは、やはり委員がおっしゃったように、担い手の部分というの、この公共事業評価審査委員会なんか水産業のほうで出てくると、結構水産業のほうも担い手のほうが非常に厳しいんで、結構丁寧な数字を出してきたりしてるんで、こういったほ場整備の受益地の対象事業にしても、それぞれの後継率とか、後継者が何人いて、こういう人がどれぐらいの目標数値で営農計画を出してるとか、そういったのもあればいいなと思うんで、ぜひ頭の中に留めといていただければ嬉しいなと思います。

(農業基盤室長)

できる範囲内で一度搜してみます。

(委員長)

それでは、どうもありがとうございました。503番についてはこれで終了させていただきます。

ここで一旦休憩といたしまして、午後から事後評価3件の審議を行いたいと思います。再開ですけれども、事務局、13時半でよろしいですか。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(公共事業運営室長)

それでは、13時30分再開ということで、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

(休憩)

(公共事業運営室長)

定刻となりましたので、午前に引き続きまして午後の部のほう再開させていただきます。それでは、道路事業506番ですが、説明よろしく願いいたします。

(道路整備室長)

道路整備室長の野田でございます。よろしく願いをいたします。座ってご説明させていただきます。

ご審議いただきます案件は、事務局配布の委員会資料506の2番でございます。道路事業の一般国道260号宿浦バイパスでございます。よろしく願いをいたします。

それでは、スライドのほうをご覧いただきたいと思います。国道260号は志摩市の国道

167号を起点といたしまして、志摩市、南伊勢町、大紀町を経て紀北町の国道42号に至ります延長111kmの幹線道路でございます。本路線は熊野灘沿いの集落を連絡する唯一の幹線道路であり、当地区の生活・産業・交流・安全・安心に欠かせない重要な路線でございます。国道260号は熊野灘沿いを縫うように走る路線であり、急峻な地形条件のため幅員が狭く、急カーブ、急勾配が連続していることから、道路改良事業を順次進めてきており、現在、志摩バイパス木谷拡幅1期、及び南島バイパスの3工区で国の補助事業として、また、錦峠工区につきましては直轄代行業として国土交通省により進められております。平成19年4月時点での国道260号の改良率は87%となっております。

続きまして、志摩旧南勢町地域の道路状況を示した図面でございます。この地区には鉄道は無く、移動手段は全て自動車に頼っております。この赤い実線が国道260号で、右側が志摩方面、左側が紀北町方面となっております。スライドの中央部の五ヶ所浦地区には、役場、町立の南伊勢病院、消防署などの公共施設が集中しています。国道260号の内、宿浦バイパス工区であります南伊勢町宿浦から志摩市浜島町南張を結ぶ区間は、旧南勢町内の宿田曾漁港を有する宿浦、田曾浦地区から役場所在地であります五ヶ所浦地区を結ぶ最短経路の一部となっております。

また、本路線は救援活動の交通を分担し、防災拠点であります南伊勢町南勢庁舎間を連絡する緊急輸送道路の指定を受けておりますが、異常気象時、事前通行規制区間ともなっております。この写真は整備前の国道260号の現道の状況を写した写真でございます。幅員は約3mと狭く、急カーブ、急勾配が連続する未改良区間であり、安全で円滑な通行が確保されておりました。

そこで、幅員狭小区間を解消し、安全で円滑な通行を確保するため、平成元年度に宿浦バイパス工区として、南伊勢町宿浦から志摩市浜島町南張の4.9km間を、バイパスによる道路改築事業に着手をいたしました。宿浦バイパスの計画延長は2,340mで、主要な構造物はトンネルが3本となっております。次に、幅員構成でございますが、3mの車道が2車線と2mの片側歩道で全幅は10mとなっております。なお、全体事業時は47億4,400万円を要しております。

事業目的といたしましては、当バイパスの整備により狭隘で屈曲した道路状況を解消し、安全で円滑な通行の確保、交通所要時間の短縮、緊急輸送道路としての機能の確保を目的としていたしました。また、この整備に伴い、地域間の輸送時間の短縮、コスト縮減を通じた産業立地条件の改善、地場産業の市場拡大などの地域間の交流と、地域の活性化が期待されていたところでございます。

事業の効果といたしましては、写真のように整備前は幅員約3mと狭く、急カーブ、急勾配が連続する未改良区間でございましたが、整備により円滑で安全な通行の確保が図られております。また、本事業区間により事業区間の通行距離は4.9kmから2.3kmに短縮されました。また、通行時間も14分から4分に大幅に短縮されております。

本事業区間については、第三次緊急輸送道路の指定を受けております。近隣の防災拠点

といたしましては、南伊勢町の本庁舎、鳥羽海上保安部浜島分署、志摩病院、浜島港などがございます。旧南勢町の中心部である五ヶ所浦から志摩病院までは、国道 260 号を使った場合がございますけども、約 65 分の所要時間が 55 分に時間短縮が図られました。また、東海、東南海、南海地震が同時発生した場合の津波高は、志摩市浜島町南張において約 6.5 m と推定されておりますが、本工区のバイパス道路の最低道路高は標高 14m 程度であり、津波による被害はないものと考えてございます。

一方、この地域の主な産業でございますけども、漁業であり宿浦バイパスの付近には宿田曾漁港が位置してございます。この漁港では昔からカツオー一本釣りの遠洋漁業が盛んでございます。漁獲量は平成元年から平成 18 年までの平均で約 3 万 1,000 t と横這いではありますが、現在でも遠洋漁業の基地港としての役割を担っております。陸揚げ量のほうでございますが、下の表のとおりであり、平成元年には約 2,500 t あったところが、平成 18 年には約 600 t と大きく減少している状況でございます。なお、宿田曾漁港につきましては、防災拠点とはなってございませんが、バイパスの開通により、五ヶ所浦までの所要時間は 33 分から 23 分、約 10 分短縮されてございます。

交通量でございますが、事業着手前は約 1,700 台 / 日となっております。事業は段階的に開通を進め、事業完成後、平成 17 年ですけども、には 3,700 台に大幅に増加し、地域間の交流の促進に寄与しているものと考えてございます。

次に、費用便益比について検証を行った結果でございます。費用につきましては、改築費は整備に要した事業費を現在価値化し 68 億円、供用後に必要となる維持管理費が 3 億円で、計 71 億円となっております。また、便益は走行距離の短縮や走行時間の短縮によります走行時間短縮便益が 147 億円、走行経費の削減による走行費用短縮便益が 8 億円、交通の安全性の向上によります交通事故減少便益が 1 億円の、合計 156 億円となっております。結果として費用便益 B / C でございますが、2.2 となっており、整備効果を発揮していると考えてございます。

続きまして、同バイパスの環境面への配慮についてでございますが、本事業区間は伊勢志摩国立公園第三種特別地域内に位置していますことから、環境省との調整を行いながら事業を進めておりました。整備に当たりましては、地形の改変を極力少なくするよう、3 本のトンネルを有しているほか、開削してできた法面には、環境面に配慮して厚層基材等を吹き付けて緑化を図っております。現在の法面の状況でございます。草木が自生してございます。

次に、社会経済情勢等の変化でございますが、平成 17 年 10 月に度会郡南勢町と同郡南島町の 2 町が度会郡南伊勢町として、また、平成 16 年 10 月には志摩郡浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町の 5 町が志摩市としてそれぞれ合併を行っております。南伊勢町の人口でございますが、平成元年の 2 万 1,000 人から、平成 20 年には 1 万 6,000 人に減少をしております。また、志摩市でも平成元年の 6 万 4,000 人から平成 20 年には 5 万 6,000 人にこれも減少してございます。こちらのスライドにつきましては、旧南勢町内の各地区

において、平成 20 年度における旧南勢町全体に占める隔地区別の人口の割合を円グラフで示したものでございます。旧南勢町内には 19 の地区がございまして、その中での最も人口が多いのが役場、学校、消防署、スーパーなどの商業施設が位置します五ヶ所浦地区となっております。旧南勢町内の住民はこの地区で食料、日用品等の買い物をしているのが現状でございます。次に、人口が多いのは田曾浦地区、3 番目が宿浦地区となっており、これら 3 地区を合わせた人口は、旧南勢町全体の 42%を占めております。ところが、人口の比率が高い宿浦、田曾浦地区にとって、この地区の人々の生活や産業を支えております国道 260 号が未整備だったこともあり、宿浦バイパス工区の整備が重要であると思われま

す。

続いて、旧南勢町の小中学校の配置状況でございます。南伊勢町への合併に伴い、3 校ありました中学校が平成 17 年には 1 校に統合されてございます。宿浦、五ヶ所、南海の 3 中学校が南勢中学として統合してございます。宿浦地区の中学生はスクールバスにより通学をしておりますが、途中で国道 260 号の幅員の狭い区間が残っていることから、志摩市内を迂回して通学している不便な状況となっております。

続きまして、県民の意見に関してでございますが、沿道地区の住民の皆様及び道路の利用者の方々へ、整備に関する意見を把握するためアンケートを実施いたしました。アンケートは沿道地区住民の方については自治会を通じてアンケート用紙を配布いたしました。また、その他の利用者の意見として、志摩市南張支所、南伊勢町南勢庁舎にアンケートボックスを設置する方法で意見を収集いたしました。この地域がアンケートを配布した地域でございます。南伊勢町の 7 地区、志摩市の 1 地区に配布をしてございます。なお、配布いたしましたアンケート用紙につきましては、配布させていただいてます資料の 22 ページ以降に添付をさせていただいております。こちらが配布したアンケート用紙です。その冒頭にアンケートの目的、事業期間、開通の時期を記載するとともに、アンケートへの協力・回答をお願いしております。アンケート項目としては、利用頻度、利用目的、行き先、移動手段、満足に感じてる点や不満に感じてる点について回答をいただいております。アンケートの回収総数といたしましては、736 人の方から回答をいただいております。回答者の内訳は、沿道住民の方が 566 人で回収率 43%、それ以外の方が 170 人でございました。

アンケート調査についてご説明いたします。地域別には南伊勢町の方が 83%、志摩市の方が 13%となっております。バイパスの利用頻度としては、週に 1 回以上がほぼ 6 割を占め、その主な利用目的として買い物が 24%、業務が 16%、通勤が 14%、通院が 13%などで、地域の生活に密着した、無くてはならない道路であることが窺えます。バイパス開通後の利用経路の変化でございますが、バイパス開通後は、以前は県道を利用しているのが国道を利用するようになったが 41%、バイパスが開通する以前から国道を利用しているが 23%、バイパスが開通した現在も県道を利用しているが 25%となっており、整備に伴い国道の利用率は 25%から 64%と大幅に向上しております。バイパスを利用する理由としては、目的地に早く到達できるためが 47%、便利なためが 19%、安全で通行できるが 18%、快適

に通行できるが7%となっております。バイパスの評価としては、非常に満足、やや満足が71%、非常に不満、やや不満が9%となっており、概ね満足を得られております。バイパスの満足な点として、複数回答で述べ1,691人の方から回答をいただいております。目的地までの走行時間が短縮されたが498人で68%、快適に走行できるが246人で33%、交通渋滞が無くスムーズに走行できるが216人で29%、日常生活が便利になったが197人で27%となっております。不満な点としましては複数回答で1,491人の方から回答をいただいております。南伊勢町木谷付近が未整備となっているが616人で84%、完成までに14年もかかっているが305人で41%、快適に走行できないが86人で12%となっております。アンケートの結果を総括いたしますと、利用目的に関するアンケート結果として、地域の生活に密着した無くてはならない道路であること。バイパス開通後の利用状況変化に関するアンケート結果から、多くの方が整備後の道路を利用するようになったこと。バイパスの満足な点、不満な点からは、円滑で安全な通行が確保されたこと。道路整備の概ね満足をいただいていることが分かりました。以上のようにアンケート結果でも、事業による効果が発現されているものと考えられます。

今後、課題については、不満な点として南伊勢町の木谷地区が未整備となっている、完成までに14年かかっているとの意見を多くいただいております。これらの意見を踏まえ、一連の路線として未整備区間の整備の推進や、事業効果の早期発現に向けた実施が必要であると考えてございます。

以上、国道260号宿浦バイパス工区の事後の評価について説明をさせていただきました。よろしくご審議のお願いをいたします。

(委員長)

ありがとうございました。506番の道路事業につきまして、この評価が妥当であるかというような審議をいたしますが、私の方から1点お伺いいたします。パワーポイントのスライド14ですけれども、これ午前中も委員から同様の質問が出てましたけど、この便益というのは実際現状でこれだけの便益がもう出てるということなのか。それとも平成元年当時なり再評価当時に算定された便益なのか、これはどちらでしょうか。

(伊勢建設事務所)

便益につきましては、整備に要した費用は既に確定してございますので、それはそちらを採用させていただいてます。今後、発現が期待される効果というか、そちらのほうにつきましては、将来の状況を想定させていただいた中で、整備後40年間でもって評価推定をさせていただいております。

(委員長)

分かりました。というのは、これだけの便益が上がったというのは、将来的にまでずっと

使って初めて出てくる便益という意味が混じってるので、現時点では計算できないというのが多分一つの話だと思うんだけど、私が別の意味でお聞きしたいのは、当初想定してたぐらいの効果が実際のところ、数字で直ぐに出せないだろうから、数字的に結構ですけど、当初この道路ができたら、これだけ時間短縮、一番簡単な言い方すると、これだけ時間が短縮できる。これだけ多分通ってくれるだろうとかというような予測で、最初B/Cを算定されて事業を立てられたと思うけれども、オーダー的にそれぐらいのことは実現できたのでしょうかということです。

(伊勢建設事務所)

感覚的なところで申し訳ないんですけども、通行時間の短縮については当初の予定通りという格好になるかと思います。ただ、交通量については、以前はもうちょっと交通量が伸びるということを想定しておったと思いますので、その点では若干効果は薄いものであったかも分かりません。

(委員長)

分かりました。どうもありがとうございました。他の委員の方、委員、お願いいたします。

(委員)

同様な質問ですが、この事業効果6の14ページの費用便益の便益に計上されていないんですが、12ページの事業効果4では宿田曾漁港の漁獲量が出てるわけですが、この宿田曾漁港の漁獲量を読むと、14年に完成した後、陸揚量も金額も漁獲量自体も低下傾向にあるということが言える。従って、このバイパスができたことと宿田曾漁港の漁獲量というのには相関関係が無いといえますか、関係があまり無かったので、便益としても計上できないという判断をすればいいのでしょうか。

(伊勢建設事務所)

通常の道路整備に伴う便益の算定について、副次的な産業への波及効果とかいうのは評価しておらないのが実情です。ですので、それも含めて今回もそれは評価の対象にはなってございません。で、これも感覚的な部分で申し訳ございませんんですけども、やっぱり最近の漁業の関係も多分非常に厳しいものやと思ひまして、以前は宿田曾漁港に在籍する船の漁獲量は上の表のとおり、あまり変わってない状況ですね。ただ、水揚げを宿田曾漁港に上げないで、多分代表基地に近いところに揚げたりとかいう格好の全国的な動きの中で、下のほうの属地陸揚量というのが下がってきてしまっておるのかなと。ただ、アンケートの結果でも、バイパスが整備できて、それなりに利用、使い方が良くなったということとでいただいておりますので、評価は中々し難いんですけども、何某かの効果は抑制効果

みたいな格好ですか、下がるのが若干抑制されとる効果は出とるんじゃないかなと、自分なりに勝手には思っとるところではございますが。属地陸揚量と道路供用の相関が確認できなかったということのご提案でございます。

(委員)

つまり、全体的な道路整備ができたとすれば、当該漁港付近に居住している漁業者なので、宿田曾漁港に陸揚げするはずのものが、まだ道路整備が不十分なので市場に近いところで下ろすというふうに解釈していいですか。というのは、ちょっと話がずれるかもしれませんが、1ページ、数年前にあった話だと思うんですけども、錦峠の直轄代行で事業されたときは、南島漁港から近畿自動車道へのインターチェンジが近くなるので、この錦峠の整備が漁業振興に必要だということが言われてたと思うんですが、それに関連すると、同じ路線であっても、錦峠はそういう効果があるけども、宿浦バイパスについては、そういう効果はあまり無かったというふうに考えたらいいいんですかね。

(伊勢建設事務所)

正直、効果の有無については、自分は分かってはないんですけども。・・・(テープ交換)・・・もですね、直轄代行の区間であるとか、また、近々紀勢線のほうも錦まで開通するという事で聞いてますので、その効果はそれなりに出てくるんじゃないかなと思います。

(委員長)

他の委員の方、何かございませんでしょうか。委員。

(委員)

まだ使っていない旧道ってあると思うんですけども、そこは今どのようになっているのでしょうか。車が通れるのでしょうか。

(伊勢建設事務所)

車の通行は可能です。バイパス整備に伴って、新しいバイパスを国道として県が管理させていただいておりまして、旧の道路については、現在、南伊勢町の町道ということで管理いただいておりますという状況になってございます。

(委員)

多分このバイパスを使うことになったら、殆どの方々がよほどのことがない限り、旧道って使わないと思うんですけども。すごく心配しているのは、利用者が少ない分、不法投棄がきっとドンと増えたんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺は開通されてからどんな現状が分かっているらっしゃったら教えていただきたいです。

(伊勢建設事務所)

委員のご心配、ごもっともだと思っんですけども、あまり 100%把握はしてございませんのんですけども、通った感じでは、さほどたくさん不法投棄されとるという状況ではなかったということでございます。

(委員)

もしかすると、また今後そういうことになる可能性があるんで、そうなると、管理している南伊勢町の負担が大きくなってくると思うので、通行止めするわけじゃないと思っすけれども、何らかの処理が、何か対策が取れるといいなと思っす。本当に見当たらないければ、多分しめしめと思っ人が見つけていく可能性、絶好なポイントと言ったらあれですけれども、なりそうなところなので、今後そういう恐れ、多分南伊勢町も予測はしてると思っんですけれども、そういう対策をちょっと考えていただけたらなと思っす。

(委員長)

では、他の委員の方、何かおありでしょうか。委員。

(委員)

スライドの 19 枚目なんですが、先ほど宿田曾の漁港のほうは、量が減ったという話でした。19 枚目の学校の統廃合のスライドですね、ルートがこちらも回っているという話だったんですが、今も回ってるということなんですか。そうすると、ここのバイパスが開通していて、この辺にまだ道が狭いところがあるので、こちらを回っているということによろしいんでしょうか。

(伊勢建設事務所)

そのちょうど映させていただいた木谷という地区が道路が狭うございまして、スクールバス、大型でございますので、迂回しとるという格好でございます。

(委員)

ということは、ここにバイパスができて、この辺はそのバイパスの恩恵を被ってないで、スクールバスは下に下りて人を拾ってかなくてはいけなくなるから、ここは遠いから、この地区だけこっちを回らせていると、そういうことですか。

(伊勢建設事務所)

そういうことですね。

(委員)

そうなんですか。はい、分かりました。ありがとうございます。

(委員長)

他の委員の方、何かございませんでしょうか。

では、特に無ければ、この件につきましては審議を終了させていただきまして、次の509番の説明をお願いいたします。

(志摩建設事務所 事業推進室長)

それでは失礼します。事後評価509-2的矢港の渡鹿野地区港湾改修事業について説明をさせていただきます。志摩建設事務所、事業推進室室長の小西と申します。

本日、ご審議いただく的矢港渡鹿野地区港湾改修事業の事業評価について説明させていただきます。的矢港は志摩半島のやや南側、鳥羽市と志摩市の間にある天然の良港で、的矢港の中にある渡鹿野島の港湾施設を、通称渡鹿野地区と呼んでおります。このスライドにありますように交通船やプレジャーボートを収容しております。渡鹿野島は周囲約7km、面積0.7km²の小さな島です。155世帯310の方が暮らしています。島の主な産業は観光業です。離島ですので、島を訪れるには、あるいは島民の方々が対岸に行くには船を使います。渡鹿野島は古くは風待ちの港として知られ、江戸と大阪を行き交う船の休息の場として栄えていました。現在の島内はご覧のように宿泊施設や、海水浴場、公園などがあり、多くの観光客で賑わっています。平成19年の観光客入り込み数は6万3,000人となっています。以前の港湾施設は昭和41年に整備されました。しかしながら、港が手狭で混雑しており、波浪時には船を湾奥へ避難させていた状況でした。また、老朽化も進み、島の玄関口として寂しい状況にありました。

事業目的としては、台風時における船舶の避難を改善する。船舶の停泊場所の不足を解消する。渡し船の船着場と船の係留場所を分離して、渡し船がスムーズに運行できるようにする。干潮時に船舶の入出港に支障が出ることを解消する。観光客が楽しめる親水空間を提供する。老朽化した施設を新しい施設に更新するという目的で、平成3年度より事業に着手し、平成15年に全ての施設の整備が完了しました。こちらの赤の点線になっているところは、以前の港でございます。これを青で着色した防波堤等の外郭施設と、緑で着色した物揚場、それに赤で着色した浮棧橋を整備いたしました。

整備内容は、防波堤178m、護岸130m、物揚場330m、浮棧橋1基となっております。施設はこの図で申しますと、左側を遊漁船、右側を旅客船に利用していただく施設として計画しました。総事業費は21億9,400万円となっております。また、当事業は離島振興法の対象となっている事業で、国の補助率が通常4割のところ、6割から8割となっております。こちらは航空写真でございます。このようにまず浮棧橋のある旅客船溜まり側から整備を進めました。旧港を供用しながら、その外側に防波堤を設置し、その後、物揚場や

浮棧橋を整備していききました。旅客船溜まりは平成 11 年に供用開始しています。その後、遊漁船溜まりを整備していき、平成 15 年に全ての施設が完成しております。こちらは個別の施設の写真です。浮棧橋については、潮位の影響を受けやすい小型船の利用者に好評でございます。物揚場についても、潮位の影響に対応できるよう、階段状の物揚場としております。

事業を実施した効果についてご説明いたします。当施設は通常の渡し船のほか、宿泊者の渡し船や観光客用の釣り船などが頻繁に入出港している状況ですが、港が大きくなったことにより、船の取り回しが容易になり、これらの船が安全に効率よく入出港できるようになりました。上の写真は複数の旅客船が泊地内で同時に行き交う状況です。こちらは浮棧橋から一般の渡し船に乗り込んだり、宿泊者が渡し船にて帰る状況です。皆様に使いやすい港として好評です。観光客が港湾施設を利用して、釣りや散策を楽しむ光景が見られるようになりました。また、隣接するパールビーチは、この港と同時期に整備されており、港の中を歩いてパールビーチにアクセスすることから、より観光客に親しんでいただける港となっています。また、物揚場の係留延長が長くなったことから、ビジターにも利用されております。こちらは昨年に行われたヨット大会の写真です。港はヨットで埋め尽くされた状況でございます。的矢湾は波が穏やかなことから、ヨット乗りにも人気の場所となっております。

今回の事業によって得られた効果について、便益の計測を行い、費用便益比率を算出いたしました。便益の内訳といたしましては、2008 年価値観換算値で、小型船溜整備による効果として、荒天時の避難移動コスト削減 0.3 億円、船舶及び旅客船の移動コスト削減 10.4 億円、環境景観向上 0.1 億円、既存施設更新による効果として旅客の移動コスト削減 8.5 億円、港湾施設整備による効果として、交流機会の増加 18.5 億円、また、残存価値として 0.1 億円となっております。また、費用の内訳といたしましては、2008 年価値観換算値で建設費 32.6 億円、維持管理費 1.3 億円となっております。この結果、費用便益比率は 1.12 となっております。事業の環境面への影響ですが、周辺は真珠やカキの養殖が盛んな地域ですが、事業実施後に特に漁獲高が変化した等の報告は聞いておりません。また、近隣の公共用水域調査地点でのデータ等を見ましても、水質は以前と同様にきれいな状態で、平成元年度と平成 18 年度を比較いたしますと、透明度は 6.4 から 6.0、全窒素 0.24 から 0.19、全リンは 0.02 から 0.026、COD は 2.1 から 1.7 となっており、特に環境面での悪化は見られないことが分かります。

それでは、渡鹿野島を取り巻く社会情勢の変化を説明いたします。観光客の入り込みについては、平成 2 年度 15 万 4,000 人でしたが、その後、減少が続き、平成 12 年度には 6 万 9,000 人まで落ち込みました。その後は 7 万 5,000 人程度で推移しております。旅客船施設を供用開始した平成 11 年頃から減少に歯止めがかかり、港の整備について一定の効果があると考えられます。なお、平成 19 年度は 6 万 3,000 人となっております。また、島内の世帯数や人口も減少を続け、昭和 63 年度では 464 人 181 世帯でしたが、平成 20 年 4 月

現在では 310 人 155 世帯と減少傾向にあります。また、高齢化も進んでいることがうかがえます。

今回の事後評価について、平成 20 年 11 月にアンケートを実施し、対象区域を渡鹿野地区 115 世帯としました。なお、アンケートの回収率は 33%でした。内容としましては、事業全体における満足度と港湾施設の整備維持管理の価値について聞きました。ここからはアンケートの結果についてご説明いたします。まず、回答者の属性を聞いております。60 歳以上の方が 60%を超えています。世帯構成については、2 人までの世帯が半数を占めています。ここから港そのものへの評価を聞いております。港が新しくなったことにより、船舶にとって安全性が向上しましたかという質問に対し、80%以上の方が向上したと回答されました。台風時の避難の状況、混雑の緩和状況について聞きましたが、向上したと回答された方は半数を超えました。船舶の取り回し、収容場所の確保の容易さについては、80%の方に向上したと回答いただきました。概ね満足できる結果となっております。今回の事業において、以前は無かった浮棧橋を整備しており、高い評価を得ております。また、生活物資の積み下ろし、親水の増進による使い勝手の向上についても評価されています。港の整備による地域環境の向上について聞いた結果、多くの方が向上したと回答いただいております。以前の港は散策等を楽しむ施設ではありませんでしたので、環境面では効果があったと評価できます。また、その他の意見といたしましては、急病人等をいつでも搬送できる。船の乗り降りが安全になった。船の運転の危険が少なくなった。階段を工夫してほしい。乗船時の雨風等を防ぐ工夫、人が海へ落ちたとき、上がる場所がないなどの意見をいただきました。港湾施設の整備の価値について聞きました。およそ半数は税金の負担について賛成でしたが、残りの方は反対か無回答でした。税金が上がるという表現を用いたため、抵抗感があったと考えられます。下の円グラフは支払意思額についての回答結果です。年額千円程度が多かったのですが、1 万円以上でも構わないというとの回答も多く見られました。港の価値についての捉え方で大きく差が出たものと思われます。また、港湾施設の維持管理の価値についても質問しました。こちらは整備についての負担よりやや低い結果となりました。下の円グラフは負担意思額についての結果です。年間 500 円程度までが多かったです。改善要望点をまとめたものです。対岸地区の浮棧橋の整備について意見を多くいただきました。

最後に、事後評価を実施した結果を踏まえて、今後の港湾整備の課題について申し上げます。的矢港渡鹿野地区の港湾整備についてですが、観光客と地元住民の方それぞれに使っていただける施設として整備いたしました。港そのものはアンケートの結果からも評価していただいております。観光客についても同様であると考えられます。しかしながら、事前に住民の意見を聞いて欲しいとの要望がありました。又、港の整備について税金が上がるという問い方をした場合に、賛同率が低い結果となりました。この点については、言い換えれば港を整備しないでよいので、税金を低くしてほしいと読み取れます。港湾管理者としましては、今後の港を整備するに当たり、当然のことですが、利用者の声を良く

聞き、住民参画を図りながら事業を進めていかなければならないと改めて認識した次第です。また、コスト縮減の観点からも、海岸事業等の他事業と連携を図りつつ、今後、整備主体からストックマネジメントに重点を切り替え、既存施設について適切な維持管理計画を策定し、今後も地域の重要な施設として維持管理に努めていくことが必要であると認識しております。

以上で事後評価の説明を終了させていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。委員の皆さん、この評価が妥当であるかどうかについて議論いただきたいと思います。何かご質問ございませんでしょうか。

委員。

(委員)

先ほどの費用対効果分析のところで、観光客が来たときの費用というんですか、交流機会の増加ということで18.5億円カウントされますね。それに対して、入り込み客数が6万3,000人とか減ったということなんですが、これは平成20年度ですから、6万3,000人を算定の根拠として交流機会の増加ということで18.5億円を算出されたわけですか。

(港湾・海岸室)

私、港湾・海岸室の山田と申しますけども、ご質問に答えさせていただきます。委員のおっしゃるとおり直近の観光客入り込み客を算定しているんですけども、さらに正確に言いますと、平成19年度の入り込み客数を設定して計算させていただいてます。

(委員)

今、B/Cが1.12とかいうことなので、微妙にそれによって18.5億円が若干下がれば、1.0を切る様子もありましたので、数字合わせをされたのかなという気がしましたので、申し訳ないが聞きました。

それと、県道船のことでお聞きしたいんですが、先ほども対岸の国府地区のほうにポンツーンを設置して欲しいという要望があったというアンケート結果が出ておりましたが、ここは県道船の管理というのは港湾課のほうで管理されとるわけなんですか。

(志摩建設事務所 事業推進室長)

各々、事務所の保全課のほうで管理しております。

(委員)

それで、委員がバリアフリーの専門家なんですが、県道船は船首から乗って船首から降りますね。そうですね。縦着けというか、着けてありますね。そうすると、渡鹿野地区の人口減少と、恐らく高齢化もなってると思いますので、そういう車椅子とかそういう対応について、県道船はもう対応できとるんですか。

(志摩建設事務所 事業推進室長)

できておりません。

(委員)

やはりどうなんですか。実際にそういう車椅子の方とか、観光客も入り込み客の対応としては、そういう人らは民間のチャーターした船が来るわけなんですか。

(志摩建設事務所 事業推進室長)

県道船は今回の港から見て島の反対側のほうへ着いているんです。的矢から三ヶ所のほうへ着いていって、渡鹿野へ寄る分は同じように市の方から運行を委託してもらっているということです。

(委員)

国府から渡鹿野へ来るのは県道船じゃないんですか、あれは。

(志摩建設事務所 事業推進室長)

違います。民間の船です。

(委員)

民間の船ですか。そうすると県道船は終点側のほうですか、それと的矢地区との間の船ですか。

(志摩建設事務所 事業推進室長)

県道船は、反対側の赤崎を結んでいます。

(委員)

赤崎というんですか。今、書かれていますね。

(志摩建設事務所)

志摩建設事務所の山口と申しますけれども、県道船につきましては、磯部町の的矢地区と、それから三ヶ所地区を結んでおります。県道がその間は海を渡っておりますので、そ

ちらのほうを走っておるのが県道船になっております。ですから、その費用については、県のほうで負担させていただいております。

(委員)

そうすると、今のあれはみんな民間がやっとなんですね。国府地区からの船というのは。

(志摩建設事務所)

そのとおりでございます。

(委員)

そうすると、それもやはり船首から乗って船首から降りるということで。

(志摩建設事務所)

はい、言われるとおり船首から乗って船首から降りるというふうな民間の船でございます。

(委員)

それと、新しいビーチができたところについてのバリアフリー化というのはされとるんですか。

(志摩建設事務所)

港湾の基準に則って浮棧橋等を設計しておりますので、それがバリアフリーに対応しているのかと言われれば、そこまでのものになっていないというふうに思います。

(委員)

それからもう1点、あの船溜の計画というか、あれは遊漁船というか、民間のチャーター船を対象にしてというふうに説明されたので、在来のここにある漁船の荒天時の避難水域というんですか、それはまた別のところにあるんですか。

(志摩建設事務所)

荒天時には、以前ですけれども、この港ができるまでは島の反対側の、右手のほうは太平洋のほうなんですけど、左手の湾奥のほうに避難した状況でございました。それで、今回の整備で防波堤が整備されて、新しい港の中でも、荒天時に係留できるというふうになっております。

(委員)

そうすると、現実はその円形の防波堤の中の背後地にですね、その荒天時には地元の在来の漁船というのは、そこで全部係留がされとるわけですか。

(志摩建設事務所)

漁船というのもその中で係留しております。

(委員)

それからもう1点、今先ほどパワーポイントで照らしていただいた突堤の辺りのところですか、その前は確か非常に地盤が悪かったところですね。それで深層混合とかやられたんですが、その後の変状というんですか、そういうところは何も問題なく収まっているわけですか。

(志摩建設事務所)

詳しく現地を歩いてはおりませんが、地元のほうから何か変状があったというふうなことで報告は今はもらっておりません。ですから、地盤が悪くて地盤改良して、現状というか、建設当時の形状を保っておるといふふうに認識しております。

(委員)

どうもありがとうございました。

(志摩建設事務所 事業推進室長)

1ヶ月前にも現地を歩いてきました。変状についてはクラック等発生しておりませんでした。

(委員長)

他の委員の方、委員。

(委員)

委員の続きを私も聞いてみたいと思うんですけれども。私も何度か渡鹿野島は渡らせていただいたことあるんですけれども。県道船は使ったことないんですけれども、県道船の利用については正直、渡鹿野にお住まいの方、みんな民間船のほうを利用されてると思うんですけれども、利用率はどんなもんなんですかね。

(志摩建設事務所 事業推進室長)

利用率は調べてないんですけれども、県道がこの辺りからこう走ってます。そして、ここ

に小学校があるんです。渡鹿野の子供らが行く小学校がここに。その小中学生の送り迎えに利用されております。

(委員)

そうですね。分かりました。あそこのところからまた街中へ行くまで、山を越えないと行けないという結構なルートがあるので、本当に若者しか行けないのかなというようなルートなので、今後、そこのところって、もっとそっちの整備が中々できないと思うので、本当にこっちの国府の整備をこのようにやっていただくといいのかなと思うんですけれども。アンケートであるように、片側だけ浮棧橋にしても、結局こちらの本土のほうが浮棧橋になっていないと、潮の満ち引きでかなり、特に船首のほうから乗り降りするということ、大変危険なんですね。私も何度かあの船、確かに便利なんですよ、もうピストンで行き来しているのが見えてる。もう泳いで行けるぐらいの距離かなというようなところから、手振ったら来てくれるぐらいなので、大変便利なんですけれども、その船の乗り降りが大変危険であることと、あと、アンケートにもありましたけれども、確か片道 200 円ぐらいでしたっけ、150 円でしたっけ、確か夜間になると値段が上がるのは覚えていますが、そういうようなので、確かに高い。ちょっと出かけたいただけなのに、ちょっと買い物行きたいだけなのにというのに、往復 300 円とかかかってきたりとかするっていうのは、渡鹿野島の人たちが島の中に閉じこもってしまうということ、また、出てってしまっただけでも中々帰ってこないということになる可能性もあるのかなって思います。あと、渡鹿野島はどうか分からないですけど、鳥羽の離島なんかでは、最近増えてきてるんですけど、島から高齢者のデイサービスで本土のほうのデイに行く人たちがいるんですけど、渡鹿野島の段々人口減ってきているということは、恐らく高齢者の人口のパーセンテージが大変上がってきていると思います。渡鹿野島の中には多分そういったデイサービスがないのかなと思うと、外に出て行かざるを得なくなったときに、その船は絶対利用できないと思うので、そうなったときに、国府のほうの棧橋を浮棧橋にしてほしいと思います。

また、アンケートの回答にもありましたように、老朽化した船を整備してほしいというのは、バリアフリーにしてほしいということだと思ってるんですけども、船ばかりは民間なので、多分県のほうがどうこうということではできないと思いますが、ここまでやっていただいているのに、もうちょっと後もう一步というところがあったりなんかするので、多分地元に住んでる人たちの要望に応えて行くのには時間がかかるかもしれないんですけども、本当にそういう希望はもっとどんどん増えてくると思うので、何かしら、例えば民間の船の営業しているところに対してのいい方法、どうしたら船が新しくバリアフリーの船ができるかとか、何かいい対策、方法を考えて提供するか、何かそういうようなことをしていただくと、大変ありがたいかなと思います。やはりうちのセンターに何度か渡鹿野島へ渡りたいという車椅子の方も実際にいらっしゃったので、現状では無理ですということを私達も伝えるのは嫌いなんですけれども、こんな状況ですので、ちょっと厳しいです

という答しか出せなかったので、ぜひ渡鹿野島もイメージアップで色々観光のほうもすぐ変わってきてるので、そういったところの渡鹿野島のいいイメージを作るためのお手伝いになるんじゃないかと思うので、ぜひそういったところに力を入れていただけたらなと思いました。

(委員長)

では、委員、お願いします。

(委員)

1つ教えていただきたいんですけども、資料の17ページになるんですが、水質が示されていた、これです。ここで少し気になったのが港がここで、調査地点がここで、だいぶ遠いんですけども、これで良しとした理由を教えていただきたいんですけども。

(港湾・海岸室)

お答えさせていただきます。実質水質調査を図っているセクションが、この湾内はここしかなくて、委員おっしゃるように場所的には離れとるし、潮流の影響を受けるとどうなのかなというところはあるんですけども、この位置を湾が閉鎖性の水域でもあるというようにことも視野に入れて、一応このセクションで良しと考えさせていただいてます。

(委員)

そうですね。全体的に閉鎖性なのですけども、閉鎖性水域の中に新しい港を造って、さらに防波堤を造ることによって、さらに閉鎖性の水域をここに作ってますよね。そのときに、多分15年に事業を終わられて、まだ5年ぐらいしか経ってませんので、今のところは大丈夫なのかもしれないのですが、ここ旅客船と遊漁船というんですか、が利用するという形なので、漁船は停められてないみたいなので、その水揚げした魚の処理も多分されてないのかなとは思いますが、気になったのは港の周辺に旅館街ですとかあって、その排水がどこに流れてるんだろうという点です。この港の中にそれが排水されているとなると、長期的には何らかの水質の変化ですとか、あるいはヘドロが溜まってくるといようなことが考えられてくるので、頻繁でなくともいいと思うんですが、定期的にこの港の中の水質を調べられといたほうがいいのかなという気がしましたので、質問させていただいた次第です。

(委員長)

他に何か。委員。

(委員)

アンケートの中で維持管理費の負担、例えば税金いくらまでなら払えるかという設問がありますが、これはこういう税金の徴収の仕方って可能なんですか。受益者負担のお考えのようなんですけど。何かちょっとよく分からないので説明していただきたいんですが。過疎で人口も減少していくのに、50年間を見越して維持管理費を取るといふ、この設問がよく分かりません。

それから、耐用年数50年間というのでよろしいんですか。50年なんですか、港湾。それにしては維持管理費1億3,000万円というのは少し安いような気がするんですが。色んな補修とかあると思うんで、何かその辺も教えていただけますか。

(港湾・海岸室)

最初の質問から維持管理ということで、どういうふうな形を取ってもらってるのか。こういう税金という切り方がよろしいんでしょうかというご質問だったと思うんですけども。港湾のほうの事業のマニュアルというのがございまして、その中で、現実的にはそういうことではないんですけども、仮に税金として負担をするのであれば、いくらまで出させていただきますかというような聞き方の例がありまして、現実には中々地域の方に税金をというようなことは考えておりません。

それと今、維持管理費用が50年間であれば安過ぎるんじゃないのというご質問やったと思うんですけども、それについては、50年間の中で他のコンクリートの構造物というのは一応50年保つであろうという想定でやらせていただいております、それで50年の間に浮桟橋が潮水に浸かっている、また、鋼製でできてるといふこともあって、耐用年数がもうちょっと短くなってしまっていて、それについては維持管理とすることで費用を2回分だけ1億6,000万円ずつ計上させていただいているというような形を取らせていただいております。

もう少しご説明しますと、実際には年4%ずつ社会的割引率と申すのを計算しております、先ほども総事業費が21億9,000万円というようなことをご説明させていただいたと思うんですけども、ところが、それにかかってくる費用がもうちょっと膨れ上がっていると思います。そういうようなことで、現実的には1億6,000万円を2回の3億2,000万円を維持管理費用として充てているんですけども、それを50年間の社会的割引率をずうっと計算していくと、今、委員が見ていただいと申すお金になります。それが示されているのが、お手元に色々資料を出させていただくと申すんですけど37ページ見ていただけますか。その最後、一番最後のページを見ていただきますと、数字の羅列のような細かい表があると思うんですけども、これがその社会的割引率というのも考慮した中での、そこに上がってくる数字になります。右側が割引後というふうにしてありまして、左側が割引前というふうにしてあるんですけども、割引前のところに数字を入れることによって、その社会的割引率4%を考慮していくと、一応0.9億円と0.4億円ということで1.3億円で計算させていただいております。

(委員)

ちょっと教えていただきたい。社会的割引率というのは結局公共か何かが負担するということなんですか。

(委員)

委員、社会的割引率というのは、要するに30年後の1億円の価値と、今の1億円の価値とは違いますよね。それを世の中全体で見たときに、同じ今の価値で30年後の1億円を評価するときに、ある程度割り引いて考えないといけないということで、社会的割引率というのが設定されてるということです。

(委員)

貨幣価値が下がるとか、インフレになるとか、

(委員)

そういういろいろなことがあるので、それを30年間同じ貨幣価値じゃないので、その部分を貨幣価値の変化を考慮するために、社会的割引率を考慮するということです。

(委員)

あまり変わらないですけどね、最近。この平成になってから。

(委員)

確におっしゃるとおりなんですけど。

(公共事業運営室長)

今の計算はどこから出てるのですか。

(港湾・海岸室)

国のほうから出ています、公共事業評価の飛揚便益分析に関する技術指針の計算に出ています。ですので、事業費自体も若干21億円よりもその社会的割引率をしますと、要はコストのほうもガンと上がってくるんです。同じベースでB/Cは計算させていただきとるということです。

(公共事業運営室長)

だから維持管理費はポンツーン以外にはかかっていないということですね。ポンツーンの2回の修繕費、それだけですね。

(委員)

それにしてもコンクリート 50 年保つんですかね。

(委員)

よろしいでしょうか。先ほどの委員の 1 点目の質問に関連して、税金の話についてのコメントです。よく公共事業で言われる開発利益の還元と同じだと思うんですね。公共事業をしたことによって、地域が何らかの利益を受けると。その負担をどうするのかという問題の中で、税金を投入されてるわけですか、その地域の人たちが一番公共事業の便益を受けるので、その開発利益の還元の問題として考えた場合、これまでの事例ですと、例えば戦前の大阪の地下鉄御堂筋線のようなときに、沿線の地価が上昇するわけですから、その地価上昇分のところを考慮して、固定資産税として徴収するという方法もあります。この場合は渡鹿野島は島として区切られた範囲ですので、徴収の方法というのが可能じゃないのかなということは推測できる。ただ、現実的に渡鹿野島の住民の方が納得すればいいですけど、それは難しいと思いますので、可能性として学問上というか、私達が授業でお話しするときには、開発利益の還元という形でこの話は良くするということです。

(委員長)

じゃ、ちょっと私の方から 1 つ質問させていただきますけれども、16 枚目のスライドを見せていただいて、こちらでいうと費用便益分析結果というものです。これで見ますと、交流機会の増加というのが半分以上というか殆どを占めてるので、これが一番大事だと思うんですけども、これの算定の根拠が配布資料で見ますと、ページ数で言いますと 47 ページ 48 ページのあたりだと思います。それで、いつも港湾事業の費用対効果計算書は非常にスマートにできてるんですけど、ちょっと分かりにくいところがあって、without と with、要するに港が無い場合とある場合について、図を見ると無い場合、つまり左側がゼロで、ある場合の右側が消費者余剰がなんぼと書いてあるんで、港がない場合をゼロと計算されてるんだろうと思うんですけど、要はこの交流機会の増加というのは、港があって色んな人が来てくれて、来てくれた人がお金をたくさん落としてくれるという意味ですよ。お金を落としてくれたり、色々それにきてくれることということですよ。それが無いときにゼロというのは、要するにこれは比較対照として、これ改修事業だから、この前にも港はあったわけだけでも、それと比較してるんじゃないくて、そもそも港が全くなくて、この島が完全に周りと孤立した場合と比較しているということですよ、この比較だと、まずその考えでよろしいですかということですよ。ゼロということは港が無いんですよ。

(港湾・海岸室)

担当から代わりにお答えします。これらは以前の港が写ってる写真なんですけども、こちらの港は非常に手狭でございまして、私どもの言い方で言うと埠頭用地とか、あるいは

緑地と申しますけども、港湾の物揚場の後ろにある用地、港湾の用地というものが非常に手狭な状態で、とても観光客の方が港を使って海に親しんでいただける状態ではございませんでした。

ところが今回、港を整備しまして、この写真等を見ていただければ分かるんですけども、このように港湾の中を散策したり、あるいはこれはホテルの方にヒアリング等をしたんですけども、非常に釣りをするお客さんが増えただとか、花火をする家族連れのお客さんが増えた、あるいは隣接する海水浴場に行かれる方も、この広くなった港の中を歩いて行かれるようになったということで、新しい港が大きくなったことによって、親水効果が非常に増える結果となりました。このことを見越しまして、親水効果として渡鹿野島へ来ていただいたお客様が海に触れ合っていただけ効果として便益を計上したということになっております。

(委員長)

じゃ、実際その落としていったお金がどうのこうのという非常に狭い考えではなくて、もうちょっと色んなことも考えて、親水効果とかそんな考えて、その便益として県民に非常に豊かな生活をしていただくための分としてこれが上がってるわけですよ。

それは理解したとして、整備が完了して5年ぐらい経っているので、それとは別に、もっと狭い考えで、実際のところ、これを造ったお陰でいくらというわけじゃないんですけども、かなりの額をやはり島に落としていただけるように、なってるんでしょうか。要するにこの港のお陰でこの島は儲かるようになったんでしょうかというストレートな質問です。多分資料には無かったと思うんで、そのあたりのところを、一度お聞きしときたいです。

(港湾・海岸室)

こちらのスライド、観光客の入り込み数の変化なんですけど、平成11年に新しい港の二つの船だまりの内、旅客船のほうの船だまりを供用しておりまして、それまで右肩下がりで観光客が減っておった状況だったんですが、平成11年以降一応一定の歯止めが見られるのかなという状況でございます、私どもとしましては、行政の手前勝手な考え方なのかもしれないんですけども、港を整備した一定の効果があって減少の歯止めにある程度の効果はあったのかなというように考えております。

(委員長)

分かりました。はい。他に委員の方、何もご質問ございませんでしょうか。

それでは、この件、ここで打ち切りたいと思います。どうもありがとうございました。

事務局、5分ほど休憩入れましょうか。

(公共事業運営室長)

それでは一応 50 分を目処に再開しますので、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

(公共事業運営室長)

それでは、最後になります。三峰川の通常砂防事業の説明、よろしくお願いいたします。

(河川・砂防室長)

失礼いたします。河川・砂防室長の久世でございます。本日、三峰川の砂防事業の事業評価の審議をしていただくわけでございますけれども、それに先立ちまして、県で進めております砂防事業の概要を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

まず画面のところで、三重県の地図が出ておるんですけども、ご承知のとおり南北に細長くて、東向きもしくは南東向きの斜面が多いものですから、台風とか前線の影響を受けやすく、非常に多雨地域でございます。従って、それに伴って土砂災害の発生しやすい条件でございます。我々、砂防事業につきましては土砂関係を対象としますので、まずは三重県の地質ということでご説明をさせていただきたいと思っております。まず、特徴的なものがちょうど三重県真ん中あたりですね、中央構造線というのが櫛田川に沿った形で東西に走っております。それによって南北で地質の状況も大きく異なっている状況でございます。また、凡例、たくさん色が塗っておりますように色々な地質が混ざり合っております、こういったところにたくさん雨が降るとということで、非常に土砂災害の起こりやすい状況でございます。

土砂災害につきましては、大きく分けて土石流と地滑りとがけ崩れという3種類がございます。土石流については、画面に出ておりますように豪雨とか地震を起因としまして、山腹崩壊によりまして土石が一気に下流へ流れ出るものでございます。それから、地滑りにつきましては、地面の一部とか全部が地下水の影響と重力によりまして、ゆっくり斜面の下側へ滑り出す現象でございます。それから3つ目ががけ崩れということで、地中に染み込みました水分が土の抵抗力を弱めて、雨や地震などの影響によって一挙に崩れ落ちると、そういう状況を指すものでございます。そういった3種類があるということでございます。

今、画面に出ておりますものは、最近の土砂災害の発生状況ということで、全国レベルのものでございます。ピンク色のグラフが土砂災害の発生件数ということで、年によりまして凸凹はあるんですけども、一点右肩上がりで災害は増えておるのかなというふうに認識をしております。また、青いグラフが土砂災害による死亡者数でございます。三重県でも災害がありました平成 16 年は一番多くて 62 名の方が犠牲になっておられます。たまたま 19 年は幸いにして死亡された方は無かったんですが、続く平成 20 年については、18 名の方が亡くなっておると、そんな状況でございます。比べました三重県の土砂災害の発

生件数でございますけれども、昭和 56 年から平成 19 年までの集計で、土石流、がけ崩れ、地滑り合わせて 603 件が起きております。年平均にしますと 22 件、1 年当たり 22 件起きているというところでございます。

これに關します人的被害につきましては、昭和 57 年の台風 10 号で死者とか行方不明合せて 19 名の方が被害に遭われておりますし、先ほど申しました平成 16 年については、大台町でこれも死者、行方不明者合わせて 7 名の方が土砂災害の犠牲に遭われております。本日、ご審議いただきます三峰川につきましてもこの 2 地域に挟まる形で位置しておりますので、こういった災害がいつ起こるとも分からないという状況にあるというふうに考えております。

次がまだ記憶に新しい平成 20 年 9 月 2 日から 3 日に起きました豪雨によりまして土砂災害が発生した状況でございます。これは左側の頂上が御在所岳でございます、その上流のほうから、北谷というところでございますが、土石流が発生をしております。真ん中の印のところに藤内（とうない）小屋という山小屋があるわけなんですけれども、押し流されておるといふ状況でございます。また、小さかった溪流が右下のように賽の河原状態になっている、そのような急激な変化を発生させております。これが上流部でございます、下流のほうに、麓のほうにもありまして、これもテレビ等でよく放映されたところでございますが、左側が水産センターというところでございます。そういったものは左下にありますように、大きく倒壊をしておると。魚の池はもう土砂で埋まると、そんな状況でございます。右のほうは人家でございますが、基礎部分が流れ去ると、そんな状況の被害が発生しております。こういった被害が、昨年 20 年に発生したところでございます。

三重県に土砂災害の危険の箇所数がどれくらいあるのかということで、トータルしますと、右端にあります 1 万 6,000 件を超えるほどのものがございます。これは全国で 10 番目に多い数ということでございまして、土石流のところに限ったところでも、土石流で 5,648 件、下流に保全人家が 5 戸以上あるものが 2,693 箇所、その中には人工崖もございまして、県として整備すべきものは 2,500 箇所余りもあるというような状況でございます。そういったものに対して、安全と安心を確保するというところで砂防の整備を進めておるところでございますけれども、ご覧のように余り大きな数字にはなっておりません。いわゆる保全すべき人家戸数に対して、どのくらい保全済みなのかということで割合を計算してみますと、全体トータルで右下の 25% ぐらいと。まだ 4 分の 1 ぐらいしかできていないということでございまして、まだまだこういった整備が必要というふうに考えております。

さて、土石流災害の特徴でございますけれども、1 つ目がやはり予測が難しく、突然起こってしまうということ。それから、発生してから被害を受けるまでに瞬時であるということ。雨降りでありまして、台風が近づいてきたぞということで段々準備ができるんですが、土石流の場合は、もう発生したら直ぐ人家にぶつかってくるような状況でございますので、そして人的被害となるということで、そういった特徴がございます。このために

色んな整備を進めております。

その中で3本の柱を持って整備を進めさせていただいております。で、1つ目が緑のでございますけれども、砂防堰堤等の整備とかをしまして、人命財産を直接に保全するハード対策というのを1つ進めております。それから、2つ目がいざというときに避難をしていただいて、少なくとも人命だけは守っていただくということで、そういったために雨量等の情報であるとかいうシステムを構築していくというソフト対策、警戒避難の対策を進めております。それから、3つ目がこれは平成13年4月1日から施行になっております土砂法と言われるもので進めておるものがございますけれども、そもそも土砂災害が起こりやすい地域に、そういう人家等を作っていただかないようにするというので、土地利用規制というようなソフト対策、こうったものを3つ組み合わせて進めることとしております。

その中で、先ほどは菰野町の北谷というところの崩れた状況を見ていただいたんですが、三重県一番北にありますいなべ市のほうでも同じような雨が降っておりまして、そのときの土石流を捕捉した事例をご紹介させていただきます。左側のところがこのいなべ市にありますいなべ市藤原町の小滝川という溪流の全体の図面でございます。堰堤が4つと下に遊砂地というところがございます。そして、その下方に水田と人家があるというような状況でございます。これがこの一夜の雨にして、真ん中のところに籠のような茶色のものがあります。これ鋼製のスリットケーソンという形のものでございますけれども、それが一夜にして、右側にありますように土砂がいっぱいになって、逆に言えばこれで一生懸命土砂が人家に迫るのを食い止めたということでございまして、この複数の堰堤を持って4万7,000m³ほどの土砂を食い止めたということでございます。それから、直ぐ隣りにあります同じいなべ市藤原町の西之貝戸川でも、やはり施設が効果を発揮しておりまして、ここでも3万7,000m³の土石流を食い止めてまして、下流に109戸の人家とか公民館があるわけでございますけれども、これで被害を防いでおります。それからもう1つ、先ほど菰野町の北谷ということでご紹介をいたしましたけれども、ここにも堰堤が設置されておりましたために、ここでは5万5,000m³の土砂を、この左のような空っぽの状態が一夜にしていっぱいになってしまうというような形で、当然ここからもこぼれて落ちてはおりまして、下流側にも行っておりますけれども、もしこれが無ければ、家屋被害だけで済まずに人的な被害にも至ったのではないかとこのように考えております。こういったハード面の整備の事例でございます。

次がソフト面ということで、逃げていただく、警戒避難ということのご説明でございます。これにつきましては、・・・(テープ交換)・・・情報の相互通報システムということで、オレンジ色で左向きに三重県、それから市町を通じて住民の方々へ雨量の情報を伝えてまいります。そういったものに対して、一方で地域の方はそういった現場に一番近くにおみえになりますので、そういった土砂崩れの前兆情報でありますとか、災害の情報を、今度は黄色の矢印でありますけれども、市町を通じて三重県に返していただくということで、

たくさん雨が降るので注意してくださいねという情報を地域の方々に持っていただいて、こんなところで山崩れの前兆が起こっているよということを県に返していただいて、また、市町に返していただいて警戒避難を、相互がお互いが情報を共有して被害を軽減しようという取組を進めております。

それから、もう1つが土砂災害警戒情報ということで、これにつきましては、一昨年になります平成19年9月から三重県では運用しておりますけれども、土砂災害というのは、雨が降りまして、土の中に水が染み込むことによって、たっぶり水を含むことによって、そういった土砂崩れが起こるということが分かっておりますので、過去の大規模な土砂災害の情報等を踏まえまして、気象庁とタイアップしまして気象庁の予測雨量を使いながら、ここでは2時間後に大災害が起きますよみたいな情報を予め連絡をさせていただいて、これをもって、住民の防災の責任者であります市町の市長、町長が、警戒避難の指示でありますとか、そういった命令を出していただくための根拠にさせていただきたいということで、こういったものを平成19年9月から運用しております。幸いにして平成19年においては、そういった発生は無かったですけれども、平成20年5月に県内としては初めてそういった土砂災害警戒情報を出しております。これについては、当然テレビ等のテロップで土砂災害警戒情報が発令されてますというような形で、雨の大雨警報とか大雨洪水注意報とかいったものと同レベルで情報提供されますので、住民の方にも直ぐ目にさせていただくことができますし、ご覧の画面はこういったものがホームページで見ただけできるようになっております。5kmメッシュでこういった状況にあるのか見ていただける状況になりますので、個人の方でも予め今どういう状況にあるのかということが知っていただけると、そんな状況にございます。

それから、先ほどの3種類の施策の中で、最後のものがございますけれども、土砂災害防止法というのが13年4月1日から施行されております。土砂災害については、毎年のように全国各地で発生しておりまして、国民生活に大きな被害を与えております。また一方で新たな住宅開発が進みまして、危険箇所も増えていってる状況になっておりまして、イタチごっこの状況にございます。この法律については、土砂災害から人命や財産を守るために、ハード対策と合わせまして、危険性のある区域を明らかにして、警戒避難体制の整備や、危険箇所への住宅の立地の抑制等のソフト対策をしようというところでございます。こういった危険性の区域を明らかにするために、基本的な現地立ち入り等の調査をさせていただいて、その中で土砂災害の受ける恐れのある区域を、今、黄色く示しておりますけれども、土砂災害警戒区域に、その中でも土石が流れてきて、住宅等が損壊して人的被害が起こるものについては、赤色で示しておりますけれども、土砂災害特別警戒区域として定めていって、市町の意見等も聞きながら、こういった区域指定を進めておるところでございます。現在、県におきましては、黄色に塗られた土砂災害警戒区域でございますけれども、いなべ市で17箇所、伊勢市で75箇所、既に指定をしておりまして、今後もそういった調査を重ねながら、区域指定をしていきたいというふうに考えております。

以上、ハードそれからソフトの2種類の取組で進めておる砂防事業について概要を説明させていただきました。どうぞよろしく願いをいたします。

(松阪建設事務所 事業推進室長)

続きまして、松阪建設事務所、事業推進室長の細野といいます。よろしく願いします。

それでは、私どもが行いました一級水系櫛田川水系三峰川通常砂防事業について説明させていただきます。よろしく願いします。三峰川は現在の松阪市飯高町大字富永にありまして、先ほども説明ありましたが、中央構造線に沿って流下する櫛田川の北側に位置します。三峰川は奈良県との県境をなす三峰山に源を発する流域 3.53 km²の渓流です。三峰山頂上付近に広がるススキの生い茂る高原地帯は八丁平と呼ばれまして、国定公園の特別地域に指定されておりまして、対象渓流の保全対象である福本集落から谷筋に沿って三峰山の登山道が整備されておりまして、

続いて、流域状況についてご説明します。流域面積は青枠の範囲で 3.53 km²ありまして、赤い三角の堰堤地より下流につきましては、福本集落内を流下しまして、国道 166 号をくぐり櫛田川に注いでおります。三峰川では大規模な土砂災害は生じていませんが、周辺地域で発生した土砂災害としましては、平成 16 年の台風 21 号によりまして、大台町、旧宮川村ですけれども、そこで重大な土砂災害が、先ほどもちょっと説明があったんですけども、記憶に新しいと思われまして。ご覧の写真につきましては、旧宮川村の唐櫃で発生した土石流の状況です。流木を含んだ大量の土砂流出により、隣接する 2 渓流で全壊 2 棟、半壊 2 棟の被害が発生し、流出土砂による交通途絶は 6 日間に及びました。この唐櫃地区と三峰川は峠を挟んでわずか直線距離で 11 km しか離れておりません。平成 16 年のような豪雨が近隣の三峰川でも生じることが容易に考えられまして、大規模な土砂災害が発生する危険性は高いと思われまして。

続いて、土石流の発生した事例なんですけれども、先ほど説明させていただきました、重複するか分かりませんが、よろしく願いします。昨年 9 月 2 日から 3 日の豪雨により、いなべ市藤原町の小滝川で発生した大規模な土石流は、整備済み堰堤 4 基と遊砂地で約 5 万 m³もの土砂を完全に捕捉しまして、下流の 87 戸に対して人的被害、人家被害共になく、土砂災害を防ぐことができました。

さて、三峰川の荒廃状況ですが、中央構造線が流域内を横断するため、岩盤に割れ目が多く、崩壊や地滑りが発生しやすい地質状況にあります。事業の着手前に実施した調査において、谷筋の河床には、過去の崩壊で発生した土砂や流木が不安定な状況で大量に堆積していることが確認されました。このことから、今後の大雨や地震によりまして、この土砂が土石流となって流出する危険性が高いと考えられました。

続きまして、三峰川の被害想定区域です。黄色のラインで示される範囲は、想定される土石流により、下流域に被害が発生すると予想される区域であります。その中に人家 23 戸、公共的建物 3 施設、国道市道等 3,950m、橋梁 8 橋、耕作地 1.4 ha の保全対象を含んでお

りまして、末端は櫛田川に達しております。これらの被害想定区域に含まれる住民の生命、財産、生活環境を土石流災害から守ることを目的として事業着手しました。こちらが主な保全対象です。人家 23 戸の他、松阪市簡易水道施設と集会所が 2 棟、国道 166 号や市道など、地域の生活に密着した施設が土砂災害から守られております。

では、三峰川の事業内容をご説明します。三峰川流域は河床の不安定土砂に加え、崩壊地も点在しており、土砂生産が活発です。また、現況整備率も 54.8%と低い状況にあります。また、一方では当該流域は自然環境が豊かな流域でもあります。そのため、三峰川流域における整備方針は、土砂災害に対する生命及び生活基盤の保全を行うと共に、自然環境への配慮を行えるよう、砂防堰堤を計画しました。事業内容としましては、平成 11 年から 15 年にかけて、スリット式の砂防堰堤 1 基を建設しました。最終的な事業費、総事業費は 6 億 5,190 万円です。総事業費については、工事期間中に右岸側の斜面が崩壊を起こしまして、その対策として法枠工およびアンカー工を施工したことにより、当初事業費から増額となっております。現在の状況ですが、砂防堰堤の事業完了後、5 年余り経過しましたが、平常時の土砂はスリット部から下流に流下するため、従前と変わらない河川縦断勾配が確保されております。なお、現時点で大規模な崩壊等は発生しておりません。

事業の効果としましては、上流域から土石流として流下すると考えられる土砂量に対し、砂防堰堤でどれだけの量を止めることができるかの割合を整備率で表します。既存砂防堰堤による整備土砂量 5 万 7,300m³、に加えまして、当堰堤の整備により、新たに 3 万 5,700 m³の土砂を捕捉することが可能となりまして、このことから整備率は 54.8%から 88.9%に上昇し、施設整備前に比べまして 34.1%向上しております。

続きまして、事業実施後の費用対効果の分析について説明します。現時点の価値に換算した投資額約 5 億 8,000 万円に対し、便益は約 19 億円であり、当堰堤設置による整備率の向上分の 34.1%を考慮し算出しますと、B / C につきましては、1.11 となります。

続いて、事業の環境面への配慮、及び事業による環境の変化について説明します。対象流域は自然環境が豊かで、河道内には魚類などが見られました。また、計画砂防堰堤に隣接している道路は、登山道に位置付けられておりまして、憩いを求めて散策する人々の往来があるため、計画砂防堰堤は環境や景観に配慮する必要があると考えました。当事業においては、魚道を設けることで河道の分断を避け、生態系への影響が少なくなるように配慮しました。また、堰堤を石で修景することで自然景観へ馴染ませるように配慮しております。砂防堰堤建設後の環境の変化につきましては、魚道内で魚類の捕獲調査を行ったところ、数種類の魚が捕獲され、河道の連続性が確保されていることは確認できました。また、修景の結果については、住民アンケートにより評価を得ております。

続きまして、事業を巡る社会経済情勢等の変化について説明します。土地利用状況は、事業前と事業後で変化は無く、三峰川砂防事業の保全対象は、事業計画時に想定したものと変化は見られませんでした。土砂災害に対する住民への対応とし、近年の異常気象などによる災害発生に備え、長い年月が必要なハード事業だけでなく、的確な避難行動を支

援する警戒避難体制など、ソフト事業が重要となってきております。

続きまして、県民の意見について説明します。調査範囲は、対象溪流の保全対象を中心とした 86 世帯に対し、自治会を通じてアンケート調査を依頼し、76 世帯の回答をいただきました。質問内容につきましては、安全面に対する満足度、環境景観面に対する満足度、今後の砂防事業に対する意識調査です。まず、三峰川砂防整備前後を比べ、土砂災害に対する安心感に変化はあったかという問いに対しては、「安心できるようになった」と、「どちらかと言えば安心できるようになった」が 61%と過半数を占めております。また、「安心できない」、「変わらない」が 15%と、引き続いて土砂災害に対する危機感を感じているという意見もありました。

次に、三峰川砂防は一般的な工法と比べ、周囲の景観に対してよい結果となっていると思うかという問いに対しては、「良い」と「どちらかといえば良い」が 73%、「悪い」と「どちらかといえば悪い」が 7%でした。景観に関しては 73%の方が良い印象を感じておりまして、当該事業による周辺環境への配慮に対して、評価を得ております。

次に、今後実施する砂防施設についても、周辺の景観に配慮して修景すべきかという問いに対して、「必要」と「ある程度必要」が 75%、「必要ない」、「余り必要ない」が 25%でした。今後実施する砂防施設の修景に関して、75%の方が必要であるとの回答で、施設的环境調和に対する関心が高いと考えられます。次に、三峰川砂防ダムは魚道を設置しているが、自然環境に対しての満足度はどのぐらいかという問いに対しては、「満足」と「やや満足」が 51%と約半数を占め、「不満」、「やや不満」の 7%を大きく上回りました。次に、今後実施する砂防施設についても、自然環境に配慮すべきかとの問いに対して、「必要」と「ある程度必要」が 92%、「必要ない」、「余り必要ない」が 8%でした。自然環境に対する配慮については、殆どの方が必要との意見でありまして、自然環境への関心の高さを表しております。次に、土砂災害が身近に起こりうるという意識という問いに対して、「以前から強く思っていたが、旧宮川村の被害を機に強く持つようになった」と、「あまり意識はしていなかったが、旧宮川村の被害を機に持つようになった」が 99%、「あまり変わらない」、「特に意識していない」が 1%でした。対象地域周辺の住民の方々が、平成 16 年の旧宮川村の災害を契機に、土砂災害に対して強い危機意識を持つようになったことが分かります。

次に、砂防事業は今後も必要だと思うかという問いに対しては、「必要」と「どちらかと言えば必要」というのが 90%、「あまり必要ではない」が 10%でした。砂防事業の必要性については、殆どの方から必要と、ある程度必要との回答がありました。

最後に、土砂災害防止のための砂防事業は今後、どうあるべきかという問いに対して、「ハード対策を優先すべき」であるが 17%、「ソフト対策を優先すべきである」が 18%、「ハード対策とソフト対策を並行して進めるべきである」が 45%、「何れの対策も必要ない」というのは 3%でした。次に、アンケートでいただいた少数意見について紹介します。堰堤の修景についてコストがかかり過ぎとか、見た目より強度とか、あと景観は財政の許す範囲でよいなど、過度の修景を避け、質を求める意見もありました。また、砂防事業全般に

ついて、本当に必要なところを優先にし、必要最小限で自然環境に配慮してとの意見も出されております。

今回のアンケート結果を踏まえ、今後の課題を整理しました。アンケート結果を見ると、全般的に砂防事業の必要性や土砂災害の危険性は認識していると判断できます。ただし、三重県における砂防整備水準はまだまだ低く、全ての箇所のハード整備を完成させるには、長い年月と費用が必要となることから、今後の砂防事業においては、ハード対策と共に住民が適切な避難行動を行えるよう、ソフト対策との連携により総合的な土砂災害対策に取り組んでいく必要があります。また、環境への配慮についても概ね評価を得ておりますが、コストの問題や、外観より質を求める意見もあり、配慮の程度によって意見が分かれるポイントでもあります。このため、砂防施設の修景など環境への配慮を行う場合は、過度なものとならないよう周辺環境の調査を行い、地域住民の意見を伺いながら現地の状況に適したものとなるよう、十分検討を行っていく必要があると考えております。今後も地域住民の皆さんが安全で安心した暮らしができるよう、砂防事業を進めていきたいと考えております。

以上、三峰川の砂防事業の事後評価について説明させていただきました。ご審議のほう、よろしく申し上げます。

(委員長)

はい、ありがとうございました。ただ今の510番につきまして、評価結果の審議を行います。どなたか委員の方、ご質問ございませんでしょうか。

委員、お願いいたします。

(委員)

失礼します。砂防事業の概要説明のほうでお聞きしたいことがあります。写真で土石流が流れてきて砂防堰堤が満砂の状態になりますよね。あの後、満砂になった状態を重機が何かでまた掃き出すのでしょうか。あの状態になったときというのは、整備率っていうのは下がるというふうに考えるんですか。

(河川・砂防室)

すいません。河川・砂防室の浅井と申します。砂防堰堤のタイプにも、大きく2種類ほどありまして、見ていただいた写真の中で、三峰川みたいに砂防ダムの真ん中に切れ目が入って、普段流れてきた土砂が下流へ流れてくタイプと、今映ってるダムのように、従来からある形なんですけども、ずっと流れてきたものを止めるというタイプと2つありまして、この今映ってるタイプのダムにつきましては、これが満杯に土砂が通常溜っても、その上に土砂が溜まることによって、河床の勾配が緩くなって、その上で土石流を捉えるということで機能を発揮するものです。で、三峰川みたいに真ん中に切れ目があるものは、

通常の土砂はその堰堤の切れ目から下流へ流れていきますもんですから、通常は堆積することなく、土石流のみを捉えるということで、通常の満杯になる分につきましては、効果量として見込んでおります。

(委員)

ということは、この写真でいうと、この状態が土石流が今度流れてきたときに効果を発揮するスタートの地点に相当するということでしょうか。

(河川・砂防室)

ただ、今回は土石流が発生しておりますので、通常に土砂が溜まった勾配よりもきつく溜っておりますので、その分については次回の土石流に対して撤去する必要がありますので、そういう場合は土砂の撤去を行います。スリットという縦の切れ目があるものにつきましては、その背後の溜まる量自体が効果量、整備率のカウント、有効な土砂堆積としてカウントしますので、一旦、土石流を受けましたら、全量を撤去するということになるかと思われまます。

(委員)

そうすると、これだけ溜まっていて、その勾配がきつくなっているところを緩い勾配まで除去するという話なんですけども、除去されない間というのは危険率が上がってるわけですね。それは雨の季節、夏場が多いと思うんですが、翌年までには確実に全て対応は終わるものなんですか。

(河川・砂防室)

そうですね。

(河川・砂防室長)

すいません。今回もこの菰野町から員弁にかけまして、このご紹介した以外にもたくさん土石流が発生しておりまして、堰堤で堰き止めたというところはたくさんございます。その中、やはり被災の後にそれぞれの堰堤を見て回りまして、そういった次の土砂災害発生したときに、危険なのかどうかということを学識者も交えながら判断していただいて、それを今回については補正予算を申請しまして、それに対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

(委員)

分かりました。もう1点なんですけれども、事前に配っていただいております砂防事業の概要という資料の、土石流対策事業の費用便益マニュアルというところの6ページ目で

すが、表の 1.1 に全国の確率雨量というのがあるんですけども、三重県はこういうデータを使うときに中部地方になるんでしょうか、近畿地方になるんでしょうか。

(河川・砂防室)

中部地方になりますが、実際に確率雨量をはじくときには、三重県の雨量に基づいてますもので、ここでいう中部の雨量をそのまま活用するということは無く、私どもの蓄積してます三重県内の雨量を使います。

(委員)

そうですね。そうすると、例えば日雨量の 20 年確率のところ、近畿のマックスが 500 mm になっていて、中部が 250mm か 60mm ぐらいになっていますけれども、例えば三重県の南部の東紀州のほうはマックス 250mm になってるけれども、500mm とかそれ以上で計算して、菰野ですとか、そちらのほうはそれなりに近隣のアメダスか何かの降水量を参考にしているという、そういう解釈ですね。

(河川・砂防室)

そうですね。一応計画する時点で計算から基きます確率雨量と、既往最大となってます今まで経験した最大のものと比べて、大きいほうを使いますもので、東紀州なんかは平成 16 年ときに既往最大を更新してますもので、大体日雨量的には 900mm 程度、今回の先ほどの湯ノ山の北谷についても、本年度、既往最大を更新しましたことから、今後行っていく上での計画雨量としましては 600mm から 500mm、そのぐらいの確率雨量を用いた形で計画設計を行っていくこととなります。

(委員)

次に、地質の関係なんですけども、礫の密度ですとか、あと流動中の土石流の容積土砂濃度とか、このあたりが土砂に関する解析について、今日のご説明の一番最初に三重県の地質の分布図を見せていただいたんですが、中央構造線を境にして、北側と南側で火成岩か堆積岩かで全く地質が違いますよね。風化の状況も三重県の場合、違うように思うんですが、そういったところで、こういうような情報だけで地質というのは考慮されるものなのでしょうか。

(河川・砂防室)

はい、全ての砂防の計画設計において、この式を全国的に使ってますもので、一律の計算式を用いているんですけども。地質について細かく言いますと、土の持ってます内部摩擦角という、土が自然と安定しているような角度というのがあるんですけども、砂場で砂を盛ったときに、あんまりきつく盛りすぎるとザラザラ崩れてくような、それが自然と安定

するところが内部摩擦角という、いわゆる安定勾配なんですけども、地質によってそういった勾配は変わってきますもんで、その辺の数値が箇所によって異なってきます。そういったところから、この式に反映されてくるというふうにご理解いただきたいんですけども。

(委員)

そうすると、素人考えで言うと、先ほどの時間降水量は割り地域に沿った形で考慮されているのに対して、あまり地質のほうは国交省のほうが考慮されてないのかなというように考えてしまうんですけども。さし当たってそれで見積もりが甘くなってしまって、結局砂防ダムの規模が小さくなってしまふといった危険性が、実際に起きたりはしてないのでしょうか。

(河川・砂防室)

いまのB/Cを求めるためのマニュアルなんですけども、計画する時点でB/Cで求める形になりますもので、机上で計算でできるものでしか、この時点でははじけないという状況になるんですけども。実際に計画設計を行うときには、机上で基づいたこの計算式と、現地で不安定土砂を直接立ち入って調査します。そちらの土砂量と見比べて、現地に合ったほうを使いますもので、大小を見比べるんですけども、その大小を見比べて計画設計を行いますもので、現地の地形や地質も反映しているというふうにご考えております。

(委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(委員長)

今の委員の質問に対するお答えで、1個私から追加質問させていただきたいんですけども。聞き間違いかもしれませんが、何年かに1回の雨に対する計画をまず考えるけれども、そのときの何年かに1回、100年に1回でも50年に1回の雨と、もう1つは既往最大のというのを並べて、既往最大のほうが大きければ既往最大を使うとおっしゃったんですけど、その話は例えば各河川のポイントで、ここは30年に1回、ここは50年に1回と決めますよね。だけど、そこで既往最大のほうが大きかったら、50年に1回よりもシビアな計画をそこで必ず立てると。そうすると、どんどん年が経って確率雨量というか、データが貯まってくると、過剰な計画になってくるのではないかと思うんですが。そういう常に既往最大は必ず守るというような方針で計画をずっと立てていかれるということでしょうか。

(河川・砂防室)

現在はそのような形になってます。一応確率雨量としては全て100分の1、100年確率で

砂防の施設設計を行っています。それと既往最大を比べております。

(委員長)

私今、頭がごっちゃになってるんですが、今、砂防の話ですね。河川計画の場合はまた別やと考えていいんですね。分かりました。それがごっちゃになっとたんで混乱しました。ありがとうございます。他の委員の方、委員。

(委員)

委員の先ほどの捕捉雨量の話の中で、もう少し教えていただきたいんですけども。例えば先ほどの概要説明のところのいなべ市藤原のスリット型の砂防ダム、これが3万7,600m³を捕捉して人的被害無しと。これは砂防ダムの事業そのものにはものすごく賛同するわけなんですけども。もう一つ、菰野町の千草の5万5,000m³ですね、これ先ほどの説明では、これ一旦全部溜まったということで、砂防ダムの機能が果たせないから、浚渫で溜まった土砂を取り除くというんですけども、この取り除く時というのは、例えば藤原の場合だと、3万7,000m³ぐらいの土砂を殆ど取り除かないと、砂防ダムとしての機能が再生できないのかどうかとかいうの、教えてほしいんですけど。例えば菰野町の千草の場合は、5,500m³になってますけども、これもやっぱり5,500m³ほど、出てきた土石流の土砂の山から下りてきた土砂の量そのものを殆ど取り除かなければ、最初に造った砂防ダムの機能は果たせないのかって、この辺、システム的なことが分からないんで教えてほしいんですけど。

(河川・砂防室)

いなべ市の今スライドに出てますスリット型の堰堤に関しましては、全てを取り除かなければ、効果が今失われておりますもので、次の土石に対して効果を発揮することができません。これについては、捕捉ですが、今現在、土砂の撤去工事を行っております、1月の末ぐらいで全て撤去が終える、次期出水期までに空っぽにする工事を現在行っております。

もう一つの北谷の堰堤に関しましては、これ不透過型の堰堤なんですけども、たまたままだ平成2年に完成した堰堤なんですけども、中小の出水ではまだ満砂になってなかった、空の状態であったことから、大規模な土石流、14万m³ぐらいの土石流だったんですけども、この堰堤で5万5,000m³を捕捉することができました。ただ、本来は水通しと言われます通常水を流す部分のところの部分なんですけども、そこまでは中小の洪水によっても、小さな粒径の砂やら砂利やらが当然流れてきますもんで、それがそこまで溜まるよと。そこまでの高さは中小の出水によって、細かい砂やら砂利やらが溜まるというような高さになってきます。先ほどの最初の説明を補足しますと、そこまでを溜まった時点で今の河床勾配というのが非常に急な勾配になってますもんで、そこまで溜めたときに、ある程度緩や

かな河床の勾配となりまして、その上に土石流が発生したときに、流れてきたときには、また緩やかになったところで土石流が自然とそこで止まるよというような形で考えておった堰堤なんですわ。たまたま土石流、今回発生するときにはまだ満砂になってなかった状況ですもんで、5万5,000m³を確保しましたが、実際の計画上は3万m³、約3万m³しか止められないというような効果の堰堤となっております。その3万m³の効果をもう一度発揮さそと思うと、水通し、先ほど赤いポイントで示したところまでを一旦除石する必要があります。

(委員)

はい、ありがとうございました。因みにちょっと分かんないんですけども、先ほどのスリット型の堰堤、もう直ぐ完全に撤去できるっておっしゃったんですが、因みに撤去費用はどれぐらいかかるものなんですか。例えば10tトラックで単純計算すると、3,760台分ぐらいになるんですよね。単純に計算すると、大体どれぐらいになるのかなと思って。

(河川・砂防室)

撤去した土砂をどこまで運ぶかによって単価が非常に大きく左右されることから、一概には言えないんですけども、ここで言えば大体4,000円/m³ぐらいの費用がかかっております。4万7,000m³捕捉て書いてあるんですけども、この内、全て4万7,000m³を全て除石するというのも技術的に困難な形になってますもんで、今回、この一番下の遊砂地と言われてます池の部分ですね。そこと1号堰堤、2号堰堤、ここまでを一旦除石するのに1億4~5,000万円ぐらいの費用を投入しております。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

委員、よろしく申し上げます。

(委員)

3点ほど教えていただきたいんですけど。土砂整備率というのは何なんでしょうか。それから、計画流出土砂量どういうふうに算定するんですか。それから、アンケート調査で見ますと、自然環境に配慮して砂防施設を実施してほしいというのが90%以上ありました。今後の砂防事業はどうあるべきかというのを見ますと、ハード施設は62%の支持があったわけですね。そうしますと、自然環境に配慮して行うというのはどういうふうに解釈すればいいのかという、その3点。

(河川・砂防室)

まず最初の2点のほうを私の方から、整備率と流出土砂量に関しまして説明させていただきます。整備率といいますのが、現地の溪流に不安定となっております土砂の量をまず流出土砂量という形で決めるんですけども、まず流出土砂量の説明をさせていただきたいんですが、流出土砂量は先ほどのご質問にもあったように、100年確率で机上で求めます不安定土砂量と、現地で実測しました土砂量、こちら2つを比べまして、小さいほうになるんですけども、小さいほうの土砂量を計画流出土砂量として定めます。これが土砂整備率という分母の値になります。これだけの不安定土砂がありますよ、現地にという形になります。それに対して、先ほどの堰堤でこндаけ止めましたよみたいに言うてます土砂量が整備土砂量になりまして、堰堤やその他の施設で不安定土砂をどれだけ溜められるのか、溜められる能力を分子に置きまして、割ったものが土砂整備率になります。

(河川・砂防室)

3番目の質問もう一度お願いできますか。

(委員)

必ずしもハード事業だけじゃないという、ハード事業は6割ぐらいしか要望してないんで、あと、その自然環境に配慮したというのは9割以上はあるんですけどね。その自然環境というのは何を想定して質問されていたのか。魚道のことなんですか。

(松阪建設事務所 事業推進室長)

魚道も勿論、水生生物もそうですけど、あとダム表面に石を埋め込んだような格好でダム造らせてもうとるんですけども、そこら辺は景観的なものもあるということです。

(委員長)

委員、よろしいですか。

(委員)

土砂整備率の0.341というの、意味分かりましたけど、それ便益で3割しか見ないというのはどういうことなんですかね。この施設に限ってはそういうことなのか分かんないけど。

(河川・砂防室)

便益の計算なんですけども、まず、ここで便益が土砂整備率100%に達した時点で、土砂災害が発生する恐れのあるような有害な土砂に対する整備が全てできましたという形になりますもんで、便益のほうも100%に達しますよという形になりますもんで、今回の事業に

関しましては、30 数%の土砂整備率が向上したことによって、全体に占める便益の割合に対して、今回の土砂整備率の上昇分を割合としてはじめております。

(委員)

要するに今回分だけという見方ですね。

(河川・砂防室)

そうです。

(委員)

それだと、11%ぐらいのはどういうことになっちゃうんですか。89%ぐらいですよ、整備率。それは魚道からちょろちょろ流れて自然にどっかに行くという。

(河川・砂防室)

流出土砂量のここで計画してます 10 万 4,000m³なんですけども、こちらの土砂が 1 回の土石流で全てそのまま流れているというような形になりませんもので、1 回の土石流で流れてくる土砂量ちゅうのは、この 10 万 4,000m³の内内数であると。すべての土砂が 1 回の土石流で流れてくるというわけではございませんもので、ある程度の大きな土石流が発生したとしても、80 数%あれば、ある程度の土石流ちゅうのは確保できるというふうに考えております。

(委員長)

では、私から非常に個人的なコメントですけれども。本来、扇状地を作って、美しき三角州を造る土砂を勝手に止めてしまうというような、それも非常に醜悪な構造物でプチプチと止めてしまうというようなことをせなあかんほど、人の命が大事で、財産を守らなあかんということだと思ってるんで、それをやるのに小手先のちょっとだけ景観を考えてとかいうようなことを考えるよりは、もう非常に効果的なことをやればええと私は思います。ただし、自然環境を守るとか、本当の意味での本当の環境を守るのは非常に大事なことだとは思いますが、どうやろうとされてるのか分からないけど、色んな事業で出てくる、なんか緑に塗ってとか、小手先というのがたまに出てきますよね。ああいうもので変なお金使うよりは、非常に効果のあることをやっていただいたほうが私はええと私は思います。それだけちょっとコメントとして言わせていただきます。

(委員)

砂防事業全体について確認させていただきたいんですが、こういう土石流を捕捉した後の除去の予算は、前例的に補正予算で対応できるもんなんですか。それとも今回のこの 2

件については、補正予算でできたけども、通常の場合、このような砂防ダムを建設した場合、事業費の中にそういうものを織り込んでいかないといけないということなんですか。

(河川・砂防室長)

具体には3種類ほどの予算的な手法がございまして、1つは今言われました事業の中で、余りにも山頂付近にたくさんの土砂がある場合、それを捕捉できるダムを造ろうとした場合、巨大なダムになってしまいますし、狭い渓流ではそういう大きなポケットなり、平地を造ることができませんので、そういったものはメンテナンスをしながら、そういったもし出てきたものを少しずつ拾いながら、小さな土石流については、そのもので対応していくような手法の、今言われたようなものの事業。例えばご紹介しましたように、いなべについては、藤原岳はまだまだ上流に、山頂のほうにたくさん土砂がございまして、そういったもので計画を作っております。

それから、もう1つのいわゆる災害復旧費によります土砂撤去というのが手法としてございます。

それから、3番目はその県の単独費で対応するというので、これについては、昔はそういう予算を4月当初から積んでおくことができたんですけど、非常に厳しくなっちゃってまいりまして、発生したら何とか対応しましょうみたいな形で、現時点では補正予算対応みたいな。

(委員)

ということは、一般会計予算の予備費の対応ではなくなって、補正予算対応でいけるという考えでいいんですね。ですので、ここのB/Cの中では、こういう災害が起きたときの土石流の除去というのは計上されてないということですね。起きた場合には、補正予算なり国からの災害復旧対策費等で対応されるということですね。もしくは、今まではあったかもしれないけど、これからは無いかもしれない予備費の対応というふうな考えでいいわけですね。

(河川・砂防室長)

はい、そういうことでございます。

(委員長)

他のご意見、委員の方、ございませんでしょうか。どうやら無いようですので、それでは、どうもありがとうございました。ここで砂防関連の質疑を終えたいと思います。

それでは、これを持ちまして本日の6件の審議は一旦終えまして、一旦休憩を挟みまして、その後、委員会意見をまとめるとしますけども、委員の皆さん、よろしいでしょうか、それで。

(委員のうなずき有り。)

はい、それでは一旦休憩といたします。再開等は事務局にお任せいたします。

(公共事業運営室長)

再開目標は1時間後、16時50分ということをお願いいたします。

(休憩)

(公共事業運営室長)

それでは、少し予定より遅れましたけれど、これから委員会を再開させていただきます。それでは、委員長のほうから意見書のほう、よろしくをお願いいたします。

(委員長)

今しがた、意見書案を検討いたしましたので、案を読み上げます。

意 見 書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

平成20年7月23日に開催した平成20年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より防災ダム事業1箇所、湛水防除事業1箇所、ほ場整備事業1箇所、道路事業1箇所、港湾事業1箇所、砂防事業1箇所の事後評価の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、平成21年1月8日に開催した第8回三重県公共事業評価審査委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 防災ダム事業 [県事業]

501番 大沢池地区

501番については、昭和63年度に事業着手し平成14年度に完了した事業である。
今回、審査を行った結果、501番について、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。ただし、今後は、総合行政の観点から、同一流域内で行われる河川事業など、関連する他事業の進捗状況についても、併せて説明を求めるものである。

(2) 湛水防除事業 [県事業]

502番 伊曾島北部地区

502番については、平成2年度に事業着手し平成14年度に完了した事業である。
今回、審査を行った結果、502番について、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。

(3) ほ場整備事業 [県事業]

503番 機殿地区

503番については、平成2年度に事業着手し平成14年度に完了した事業である。
今回、審査を行った結果、503番について、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。ただし、波及的な事業効果の発現のため、基盤整備後の対応として、新商品の開発や市場の開拓についても検討されたい。

(4) 道路事業 [県事業]

506番 一般国道260号宿浦バイパス

506番については、平成元年度に事業着手し平成14年度に完了した事業である。
今回、審査を行った結果、506番について、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。ただし、事業効果の早期発現及び緊急輸送道路ネットワークの早期形成のため、未整備区間の早急な整備を進められたい。

(5) 港湾事業 [県事業]

509番 的矢港 渡鹿野地区

509番については、平成10年度に事業着手し平成15年度に完了した事業である。
今回、審査を行った結果、509番について、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。

(6) 砂防事業 [県事業]

510番 三峰川

510番については、平成11年度に事業着手し平成15年度に完了した事業である。
今回、審査を行った結果、510番について、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。

(7) 総括意見

- 一、今後、事後評価の便益算定については、マニュアルに即した便益だけではなく、実態に即した便益の算出についての検討を求めるものである。
- 一、今後、事業効果の把握を目的とするアンケート調査については、より客観的かつ適確な調査対象や調査項目を設定するよう求めるものである。

以上が意見書です。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(委員のうなずき有り。)

はい、それでは当意見書をもちまして答申といたします。

なお、意見書につきましては、後ほど事務局から各委員に配布することにいたします。
続きまして、議事次第4番目のその他ですけれども、事務局何かございますでしょうか。

(4) その他

(公共事業運営室長)

それでは委員長、事務局より次回の日程につきまして、事務連絡をさせていただきます。

(事務局)

次回、第9回委員会でございますが、多少時間が空くんですが、3月23日、月曜日午後から、会場はまだ決まっておりませんが、決まり次第、追って連絡させていただきたいと

思います。お忙しいこととは存じまけれども、出席のほう、よろしく願いいたします。
以上でございます。

(5) 閉 会

(委員長)

それでは、これで本日の議事を終了いたします。

(公共事業運営室長)

それでは、どうもありがとうございました。これをもちまして平成20年度第8回三重県公共事業評価委員会を終了させていただきます。委員の皆様、どうもありがとうございました。関係者の皆様、ありがとうございました。

(17時07分閉会)